

平成27年9月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成27年9月7日(月)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成27年9月7日(月) 午前 8時58分
散 会 日 時	平成27年9月7日(月) 午後 3時58分
委 員 長	橋本 稔
委員会出席 議 員	
委 員 長	橋本 稔
副 委 員 長	加藤 英樹
委 員	菅野 博子 羽鳥 健 大塚 佳之 金子 雄一
欠 席 委 員	なし
議 長	
委員外議員	
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 6 8 号	鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 6 9 号	鴻巣市税条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 7 0 号	鴻巣市ごみ処理施設等整備基金条例	原案 可決
第 7 1 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号） のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
第 7 5 号	平成 2 6 年度鴻巣市一般会計決算認定について のうち本委員会に付託された部分	認 定

委員会執行部出席者

（市民部）

市民部長 水村 光行

市民部副部長 大塚 伸也

市民課長 田口千恵子

市民税課長 関根 和俊

資産税課長 佐藤 康夫

資産税課副参事 福島 栄

収税対策室対策室長 早川 宏人

やさしさ支援課長 岡安 則行

吹上支所副支所長 杉山 彰男

川里支所副支所長 馬橋 陽一

（環境経済部）

環境経済部長 長島 祥一

環境経済部副部長 竹村 慎吾

環境経済部副部長兼産業振興課長
新井 昭

環境課長 島田 和夫

農業委員会事務局長 新井巳代子

環境課副参事 関口 泰清

観光戦略課長 大沢 昌弘

書 記 岡崎 夏子

書 記 篠原 亮

(開会 午前8時58分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。大塚佳之委員と金子雄一委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第68号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第69号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例、議案第70号 鴻巣市ごみ処理施設等整備基金条例、議案第71号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分、議案第75号 平成26年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の議案5件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第75号の一般会計の決算認定については、歳入と歳出は直接関連していることから、市民部と環境経済部の歳入歳出を一括して説明をし、質疑、討論、採決を行いたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第68号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(市民課長) 議案第68号は、鴻巣市手数料徴収条例の一部改正でございます。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成27年10月以降住民票のある全ての方に個人番号を通知する通知カードを住民票に記載された住所に送付します。この通知カードの紛失、破損等により再交付を受けた場合の再交付手数料を規定し、平成27年10月5日から施行するものです。また、通知カードの送付時に同封されている個人番号カードの交付申請書におい

て個人番号カードの交付を申請すると、平成28年1月から顔写真の掲載された個人番号カードが交付されます。この個人番号カードの紛失、破損等による再交付を受けた場合の再交付手数料を規定し、平成28年1月1日から施行するものです。

また、個人番号カードの交付開始に伴い、従来の住民基本台帳カードの発行業務は平成27年12月末で終了いたしますので、住民基本台帳カードの交付や再交付時の手数料の規定を削るものです。

なお、通知カード及び個人番号カードの初回交付手数料は無料となっております。

以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（菅野）最初に、本会議場で議論したところですがけれども、要するに国がこれを導入するのに3,400億円という大変多大なお金を投入してやるわけですがけれども、国会でもそれにかかわるどんな利益を受ける部分があるのだと言っても国会が納得する説明できていないのですけれども、本市で計算すると全体で幾らぐらいの初期投資がかかっているのかということがわかれば、概算の範囲でもお聞きしたいと思います。

それから、12桁の番号を一生変わらない番号として持つということですので、このことに関してはいわゆるアメリカや既に導入している韓国では成り済まし犯など、もう犯罪が次々起きて、見直しが迫られているときに、そんなときに日本が導入しようとしているわけですので、成り済まし犯罪などがあつた場合、鴻巣の市民の中で、例えば民間に、全部民間も手書きであろうが何であろうが、子どもから一家中を登録するわけですから、民間から番号が漏れるということがあるわけですので、成り済まし犯を含めて、漏えいがあつて何らかの犯罪等つながる危険があつた場合どう対応するのかと。それをまず2つと、それから……

（何事か声あり）

（菅野）一問一答。では、一問一答ね。まずはね。

（市民課長）まず、市でどのぐらいの総額の費用がかかっているかとい

うことによろしいでしょうか。

(菅野) はい。

(市民課長) 当初予算では、4,100万程度、地方公共団体情報システム機構のほうに委託した部分の交付金として盛り込んでおりますが、今回補正で1,600万程度させていただいておりますので、総額5,700万程度かかっております。初回費用ということです。

以上です。

(菅野) そうすると、5,700万投資するに値する行政効果がどう考えられるのか。国はろくに答えられていないのですよね。だけれども、地方政治も答えられないということでしょうか。

(委員長) 市民課長、答えられますか。答えられる範囲で。

(市民課長) どの程度の効果があるかということですが、今のところまだ見込めていない状態です。ただ、スタートに初期にかかる経費として盛り込んだまでということです。

以上です。

(菅野) 要するにこうした番号を一生変わらない番号でつくるということは、プライバシー侵害や成り済まし犯など、犯罪の常態化するおそれがあるわけなのです。そもそも何のために入れるかということ、今所得が捕捉できない部分があるのを1個に合わせて全部所得を、どんなアルバイトでも小さな収入でも申告がある限り行政はまとめて、そしてそれに税金をばっちりかけると、収入を把握して徴税強化と、そういうところに最終的にあるわけですから、それができると言っているわけですから、最初に言っていることが。民間と番号が接続されるということは、それはもう情報が他に流出するということはあるわけで、鴻巣市で民間を通してそういう事態が起こったというときはどういう対処がされるのか。漏えいですね、番号の。

(市民課長) 情報の漏えいがあったときにどうするかということによろしいでしょうか。

(菅野) はい。

(市民課長) まず、起こらないようにセキュリティー対策を講じている

ということがまず前提になりますので、起こったときといっても芋づる式に情報が流れないように情報も分散化しておりますので、そのような危険はないと考えております。

以上です。

（菅野）そんなこと言ったって、社会保険庁のがつい最近出て、厚労省から民間に持っていくときに臨時の職員で、派遣職員でやって、わかった時点でもうその後もなおも漏出し続けましたよね。起こらないということはないのです。それは政府の言い分をそのまま言っているということですけれども、鴻巣市独自でもこれを最低限でもここだけはやって、ほかの自治体がやらなくても食いとめるぞという部分があるのなら、部長、お願いします。

（市民部長）これは、この間の議案質疑でも企画部長のほうが多分同じような答弁しているかと思えますけれども、100%ということはありませんということで、何らかの対処をしていかななくてはならないわけですが、まず市民課長が申しあげましたようにそれぞれの個人がまず大切なものだと、大切な12桁だということを認識していただいて、大切に保管をしていただく。ただ、認識するに当たっては、当然我々もいろんなところで周知といいますか、お知らせをしていかななくてはならないというふうに考えております。

また、漏えいしたときということでございますけれども、実際の活用、利用がまだ先という部分、直接的な活用とかは先になる部分がございますので、そのときの対処につきましてはそれぞれまた国のほうからいろんな対処方法が来るかと思えますので、そういった情報をよく分析しまして、職員の研修もそうですけれども、市民の方にもいろんな意味で安全性といいますか、安全策を伝えていきたいというふうに考えております。

以上です。

（菅野）安全策と言ったって、一人一人にカードが配られて、そのカードを管理する責任が生じたわけです。常時持ち歩いていれば便利かもしれませんよ。どこかよそへ行ってこれですよ、これです、持ち歩けば歩

くほどなくなる可能性も大きいですよ。行ったときのバッグと帰ってきて毎回同じところへ置くわけではない。財布に入れるのか何か、それ用のパスをつくるのかにしても、紛失するということが絶対あり得ますよね。そういうときに、単純に紛失なのか、意図して誰かに盗まれたのかとか、対応は市に言ってくれば警察へ届けることとか、漏えいした場合はそれなりにこちらからこういうことで使われているよという、そういう安全網で市民に伝えられるのでしょうか。全部その人の責任になるのでしょうか。なくして何かに使われた場合。

（市民課長）紛失ということなのですけれども、皆さんキャッシュカードとか、それからクレジットカード等もいつも持ち歩いているかと思うのですけれども、免許証についてもそうですが、この個人番号カードについても利用範囲が拡大されれば当然そのように持ち歩くことにはなると思います。紛失した場合の対応といたしまして、24時間365日コールセンターで紛失の届け出を受け付けております。その電話ですぐに利用のストップがかかります。実際自分の家とか身の回りから見つかって、他人に見られていないなということであればすぐに復活ということになるのですが、もし見られている可能性があるあるいは出てこなかったという場合には、その番号自体を削除して廃止いたします。新たな番号を交付するようになっております。利用に関しましても、成り済ましで誰かが利用、悪用しようとしたときに、その利用が可能でないように複雑なシステムを組んでおりますので、暗証番号等の照合等も必要ですので、まず紛失しても成り済ましで顔の承認もできないと思いますので、情報が漏れるというふうには考えておりません。

以上です。

（菅野）住基ネットとは基本的にどこが違うのでしょうか。

（市民課長）住民基本台帳ネットワークは、基本4情報といたしまして、氏名、住所、生年月日、性別、その情報のやりとりを国を介してやっているということです。ただ、個人番号カードに関しましては、その4情報ではなくて、個人番号で国を介してその方の情報をいただいているという仕組みになっております。

以上です。

（菅野）住基ネットは、約390億円でできたのですよね。しかし、この番号制度では2,900億円と、7倍以上も金使ってやるわけですからけれども…

（3,400の声あり）

（菅野）いや、それは全体で。この番号に関する一部分だね。そのことは、では住基ネットは余り役に立たないと。住基ネットも引き続き利用できるわけですよね。

（はいの声あり）

（菅野）利用できるわけですからけれども、住基ネットを持っていたのでは役に立たないよと、そういうことになるのかね。

（市民課長）住基ネットにつきましては、これからも続きます。個人番号を振る際に、住基ネットで一旦住民票コードの番号をつけます。その住基ネットを通じて個人番号を国から取得するという仕組みになっております。ですので、住基ネットはこのまま使い続けることになるのですけれども、個人番号カードについては、個人番号についてはその番号で情報を取得しに行くという仕組みなので、ちょっと住基ネットとはその仕組み自体が違ってくるかと思えます。

（菅野）住基ネットを入れてどういういいことが住民にあったのでしょうか。

（市民課長）住基ネット、平成14年導入されました。15年からカードを交付しております。転出入で、まず住基カードで転出をしますと、転出証明を取得しないで転入先に届け出すことができます。そのほか、公的個人認証というものをつけますとインターネット上のe-Tax等の電子申請も可能ということで、その辺の住民の利便性は上がっていたかと思えます。

以上です。

（菅野）例えば具体的に当局にお聞きしたら、毎年7月ごろ生きているか、死んでいるか、年金もらっている人にはがきが来たのです。生きていますよと出さないと年金がとまってしまうのです。どうしたなんて、何でお金が来ないのと言ったら、そのはがきを、年寄りだからわからな

いですよ。一々、一々見ない。それで、みんな捨ててしまっ、書かなかったために年金がとまってしまっ、聞いて慌てて出すと、そんなことがあったわけですけれども、幾ら情報を出しても年寄りなどは理解できないですよ。結局理解できない人が来ますよね。いろんな情報。そこが心配なのです。こっちはいろんな通知を出したと、冊子でこういうことが大変ですよ、こういうことができますよと言ってもわからない人はわからないのです。80、90の年寄りがわかるかというのです。これはもう最後に聞こうと思ったのですけれども、あの莫大な費用と手間をかけて、さらに国民のプライバシーを重大な危険にさらす共通番号を導入したり、もう現在使っているシステムを活用しながら、税と社会保障の分野での業務の効率化や適正化を図って住民の利便性を高めることが知恵と労力をそこに費やすならばできると言われているのです。ドイツ方式ですよ。ドイツは、1つにまとめるのはやらないと。本当にしっかりした国です。そういうふうに分野別の番号は維持しないと。これは不正利用の危険を高めるからだと言っ、現在ある個別の情報を合わせるだけで十分対応できているのです。アメリカや韓国がやっ、それで漏えい事件を起こしているのであっ、この点については最終に聞くようなことですよけれども、部長はどう思いますか。

（市民部長）これマイナンバー法が国会のほうで、平成25年だったかと思っ、可決されまっ、10月の5日から一部施行、また来年の1月からまた一部施行ということでありまっ、我々地方公共団体といたしまっは法律に基づく事務を粛々とやっ、それが我々の職務だと思っ、住基ネットを改良してとか、そういうことにつまっは私どものほうでお答えすることではないというふうに考えていまっ、よろしくお願ひしたいと思っ。

（菅野）現在は、社会保障、税、災害の3分野の98行政事務と言っ、政府はまた産業界やIT業界など対象をどんどん拡大し、まあまあこれをもうけの契機にと大変期待を強めているわけですけれども、まっ決まる前から政府が言っ、検診などもちゃんと入れますよと、それと受診率、検診の受診率や医療機関にどれぐらいか

かるかと、病院にかかる率も全部入れて、要するに収入は収入でまず取ってしまうわけですから、かかる部分入れて、そこで最終的にその人に対する年金制度も含めて決めていくというのが政府のこれを利用できる分野ですよね。行く行くは収入と支出をいろいろ見られて、例えば真面目に医療機関に受診をしなかったと、検診などしないと、こんな人が病気になるればすぐわかるわけですから、自業自得だと、さっさと行かないで早期発見、早期治療しなかったからだといって医療に差がつけられるとか、それから今収入の分野ではいわゆる派遣労働者が4割以上を占めている中で、どこもきちっとした収入じゃなくて全部派遣で2つ、3つ、夜と言わず昼と言わず、いわゆる臨時の給料をつなぎ合わせて生きているという方がいっぱいいるわけです。まして母子家庭、女性の家庭などはそういうのが多いわけで、子どもに朝御飯食べさせられないのもこういう労働状況の実態があるわけですがけれども、こういう人たちは今もしかして税を払えないで済んでいるかもしれないのです。全部臨時で5万、8万、3万とか個別にもらっているのが今度一気に名寄せで税がかかっていくわけで、徴税強化と最後は福祉切り捨てにつながるのではないかと思うわけですがけれども、こうなった場合、拒否はできないでしょうから、生活苦になった場合、市としてはこういう人たちには今までは知らぬで済んだのですけれども、どういう福祉が先……

(委員長) 菅野委員、議案に関係ある質疑だけお願いします。

(福祉では答えができないですからの声あり)

(菅野) 福祉課ではないから。そんなことはないよ。

(委員長) そんなことあります。

(答えませんって言いますの声あり)

(菅野) 検診と言っているのではない。検診もここではないの。こんな予算委員会おかしいよ、もう。昔は……

(委員長、休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時20分)

◇

(開議 午前 9時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) では、市内で業者の中できっちりナンバー制度を入れられると言っている業者をどれぐらいつかんでいるか。事業所ですね。

(市民課長) 現在のところつかんでいないです。

以上です。

(菅野) これは、1月までつかんでいない状態で、一、二カ月でできないと私も本会議場で言いましたけれども、そうするとできない場合はできないで罰則も何もなく進むと。できる時点からでいいと。例えば中小企業や、どこまでがあれですけども、50人の従業員がいるところ、数人で家族経営でやっているところも含めて、できない場合はできる時点になってやってもいいのですか。

(市民部長) 事業所の関係になってきますけれども、私ども市民部市民課といたしましては、個人相手の12桁の個人番号、その通知カードあるいは1月からの個人番号カードの交付ということで、自然人相手の事務をやっております。法人の13桁につきましては、国税庁のほうでいろいろ企業とか、大企業とか中小企業どこまで周知しているかわかりませんが、法人番号につきましては13桁で、国税庁がある意味所管になっております。私どもが先ほどの市内の事業所、事務所、実態を把握していないというのは、やっぱり市民部市民課でそこまで業務ではないものですから、把握をしていないわけでございます。それで、ただ実際に市内の業者、事業所が事業所、企業として来年の12月ぐらいまでには給与支払書とか、そこに12桁の個人番号、従業員の方の個人番号を付番をして、それを税務署とか関係機関に、市のほうにもそうですけれども、送付をしなければならないということでございますので、そういった12桁の個人番号の提示というのは当然出てくると思っておりますけれども、そのほかの例えば、今後の話になってくると思っておりますけれども、給与のシステムの変更とか、そういったのはやはり個々の事業所、企業で対応していただかなくてはならないというのが今国のほうの説明でございま

す。私どもとしては、個人の個人番号ということで今市民課のほうで業務を進めているというのが状況でございます。

以上です。

（菅野） そうすると、できてもできなくてもやれということなのでしょうけれども、手書きでもできるよなんていつか言っていましたけれども、でも本会議場でも言いましたけれども、50人ぐらいのところなんてすごく金がかかるようになっていて、コンピュータもかなり成熟している人ではないとやり切れないと書いてありますよね。いろんな差し引かれる分もあるわけですから、家族中が。そういうのに対して、ではもう全部向こう側の責任なのですか、やれる、やれないは。全部市民の責任でやれない場合は何らかの罰則が行くのか、それとも金出して民間の業者を紹介して、それでどんどん進めなさいよというふうには行政が国の指導のもとにやるのか。やり切れない人の場合は税金を払わなくていいということもないですしね。そこら辺はどういうことになるのでしょうか。漏えい以前の問題です。

（市民部長） 繰り返しの部分が多くなりますけれども、私ども市民部市民課としては個人番号12桁の部分について、それを交付して、それを今後税とか社会保障、災害の部分で活用していくと。まず、それを交付することから始まるわけです。市民部のほうは、そちらの業務でございます。企業等が給与支払報告書とか、そういうのに従業員の方の個人番号をつけるのはその企業の考え方であって、システムを入れるか、手書きで入れるかというのは企業の考え方になってきますので、それは国税庁のほうでいろいろ周知とか案内をしているのだというふうには私どもは考えております。私どもで企業のシステムとかというのは承知をしていない部分がありますので、なかなかその辺はご答弁できないところがありますけれども、個人の番号につきましては市民部のほうで対応させていただきたいと思っております。

以上です。

（菅野） この制度を導入することで、今言った以外にも私が言ったようにもう既に予防接種とか、そういうのも入れて、予防接種に行かないよ

うな人には保険料をどちらかという高くするとか、そういうことにもなりかねないわけで、本市として実際に今の政府が言う最小の分野以外にどういう分野を拡大されると感じているのか。例えばよく言うのは奨学金などもなかなか返済しないというので、情報をもって給料に応じて返済させると、そういうことも言っていますよね。次から次で、IT業界はもうこれをもうけにしようというので、もっともっとふやせと言っているわけで、市としてはどういうことに市民を守る立場で対応するのか。市民がみんな制度について理解できていればいいのです。理解できない状態でほんの2カ月ぐらいに入れられてしまうわけですから。本当に理解している人というのはほんの数十%もいるか、いないかですよ。そこを導入して、一番責任持つのは市ですよ。国だから国に言えでは通じないと思いますので、市はそういう方にどう適応するのか。もちろん本会議場でも論議されたけれども、住所のない人などは市も出していいという、国になったというような通知もありますけれども、住所のない人やDVで住所を明らかにできない人とかいろいろいるわけですから、そういう人も含めて困難な部分があったとき、市はどう対応するのか。

（市民部長）菅野委員ご承知のとおり、先ほど菅野委員ご指摘ありましたように、今法律では98の事務事業につきましてこの番号が使えるという、法律で定められております。法律の中にも、個人番号の提供あるいは個人番号を取得するのも法律で定められております。ですから、むやみに個人番号をまず見せない。聞く、取得するというのも制限がかかっております。法律上制限がかかっておりますので、その辺も含めて周知をしていく。そういった困った状況にならないように周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

（金子）68号について簡単なというか、流れについてちょっとお聞きしたいのですけれども、この個人番号カード、これが初めに個人番号の通知カードの交付があるわけですね。その後で選択によって個人番号カードを取得するか、しないかとか、そういうふうな流れになるのかと思う

のですけれども、これ2種類あるのですよね、まず。ちょっとお聞きしたいのが、まず枚数とすれば2種類と。初めに通知カードが交付されると。さっき言ったように、選択によって今度は個人番号カードということで、数が2種類あるのかということと、あとその流れがどういうふうな流れになって個人番号カードを発行されるのかということ、それをちょっとお聞きしたいのですけれども。

(市民課長) おっしゃるとおり、通知カードというものは番号を市民の方にお知らせするためのカードでございます。ですので、身分証明には使えません。番号と基本4情報が記載されているだけであり、番号をその市民にお知らせするという手段として通知カードが交付されます。それは10月の中旬ぐらいから発送が始まり、11月上旬までにはほぼ配り終わるのではないかと今言われています。簡易書留で世帯単位で送付されますので、当然受け取る人がいらっしゃらないと受け取ることができない。受け取っていただきましたら、当然開封をいたしますので、開封をせず番号を確認していただく。基本4情報に誤りがないかを確認していただく。同封されております個人番号カードの申請書及び返信用封筒が入っております。これについては希望制ということにはなっておりますが、先ほども言いましたように通知カードは身分証明としては使えませんので、番号の証明にしか使えないということなのです。ですので、個人番号カードの交付の申請をしていただきまして、返送していただくと。返送をしていただくと、国の機構のほうでそのカードを作成し、完成したカードを市に送ってきます。市のほうであなたの番号カードができましたよということで交付のお知らせの通知をお出しします。そこに交付場所、いつまでにとりに来てくださいますかというようなご案内を入れたものを送付しまして、ご本人が本人確認証明、免許証等を持ってとりに来ていただくような流れになっております。個人番号カードについては、身分証明書として表面は使うことができます。顔写真が表面に入っております、表には基本4情報しか入っておりませんので、身分証明、免許証と同等に使っていただくことができますが、裏に個人番号が入っております。ですので、裏の番号は使用の範囲が決められておりますので、

見せないようにしていただきたいということです。番号を利用する事務につきましても、その個人番号カード1枚があれば身分の証明と番号の証明が同時にできる唯一のカードとなっておりますので、そういった利便性を考えて個人番号カードの普及に努めたいと思っております。以上です。

（金子）よく流れがわかりましたので。

その中で、今の個人番号カード、これ写真掲載ということで使えるということですがけれども、その写真とか、例えば変更あったと言っては変ですがけれども、何かの拍子で傷ついてしまったとか、そういうのでまた再交付みたいな形になるかと思うのですけれども、その個人カードの有効期限とかというのは設けられているのかと、それとあと先ほど言った写真とか、ちょっと汚れてしまったので、もう一回取りかえてほしいとか、それも再交付というふうな手順を経るような形になるのか、ちょっとお聞きします。

（市民課長）有効期限でございますが、通知カードは一生涯使っていただけるのですけれども、個人番号カードについては10年とされています。10回目の誕生日ということです。発行してから10回目の誕生日が有効期限になります。ただし、20歳未満につきましては、容姿の変貌が激しいということから、5年が有効期限となっております。

再交付の関係ですがけれども、紛失と破損で今回の手数料徴収条例を改正させていただいたのですが、再交付については破損と紛失はいただくこととなります。申請をして、手数料を払って交付を受けるということです。ですので、その紛失を……あと、個人番号カードの裏面に変更等を入れる欄があるのです。住所が変わったり、氏名が変わったりいたしますと、その欄がいっぱいになってしまったとか、市のミスで書き損じてしまったとか、そういった場合は無料になります。

以上です。

（金子）わかりました。

（大塚）それでは、この68号の中でしか触れられない部分について何点か伺います。

どこの部分かといいますと、住民基本台帳カード、住基カードですね、この件で何点か伺いたいと思いますが、先ほど菅野委員からも従来の住基ネットが原則もとになっております住基カード、これが確かに10年以上経過したと思います。菅野委員いわく390億円と言いましたが、おおむね400億円ぐらい投資がされているのですが、いろんなデータの中では、例えばそれだけ投資はしたけれども、実際に直接効率的には160億円ぐらい効果があったとか、あるいは間接的な部分も含めると500億円を超える効果があったという報道もあります。しかしながら、今現在発行のされているパーセントというのですか、数値がおおむね5%台もしくは6%台という実態を見ると、この住基カード自体の効果というか、効力は使い道が限られているという理由もあると思うのですけれども、非常に肩透かし状態であったというのも否めないと思います。この住基カードなのですが、発行から10年間は有効だということでもありますので、ぎりぎりことしの12月に改めて発行をしたいという方がこれからふえるのではないかと、12月まで、そういった報道もあります。

伺いたい内容ですが、住基カードを過去に発行されていると思うのですけれども、これは決算でも出てくるのですけれども、あえてここで伺いますが、発行希望で窓口に来られた方、その主な理由ですとか使い道等について直接窓口で確認をしたりという作業が過去にあったのかどうか。もしこんなことで使いたいという話があるのであれば、大まかで結構なのですが、その話の内容がわかれば先に伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(市民課長) 住基カードの使い道といいますと、先ほども言いましたようにインターネットでのe-Tax、電子申請、それとあと通常の身分証明としてということがあるかと思います。その都度理由を聞くわけではないのですけれども、窓口ではこんな便利に使えますよというご案内はしております。

以上です。

(大塚) そうすると、必要とされる方は申請をされて発行に至っているわけですが、今回いわゆるカードの2枚持ちはないというのが原

則ですから、個人番号カードが欲しいのですが、住基カードをなくしましたということもあり得るかなと思います。その場合はどのような手順で対応されることになるのでしょうか。

（市民課長）個人番号カードを発行するときに住基カードは回収をさせていただくことになっておりますが、その時点で住基カードを紛失してしまったということであれば、紛失届を出していただきます。いわゆる廃棄処分という形でシステム上らせていただいて、その住基カードは無効なものになります。その上で、個人番号カードを交付いたします。以上です。

（大塚）そうしますと、いわゆる停止といいますか、廃棄扱いですので、2枚のカードが現存するということはシステム上あり得ない、システム上ですね、そういった認識でよろしいでしょうか。

（市民課長）はい、そのとおりでございます。以上です。

（大塚）あと、住基カードの点でいうと、私の予測では12月までの間に改めて欲しいという人がふえるのではないかなというふうに思います。そんなに大量にはないと思いますが、そういった場合、住基カードの発行よりもこれからもう速やかにというか、間もなく始まる個人番号カードを取得するように勧めていただきたいというような窓口でのお願いといたしますか、それは今後されるのでしょうか。

（市民課長）そうですね。既に何名か窓口に住基カードの更新に見えられたり、新規申請に見えられた方にご案内をいたしております。その方にご案内したところ、それだったら個人番号カードを待つという方が3名おりました。すぐに使うのではないのでということ。ただ、通常の身分証明等免許証がわりに使っている方とかは、困るからやっぱり交付してという方もいらっしゃいました。ただし、10年間の利用期限はございますが、個人番号カードの交付は1月から始まりますので、切りかえ時お返しいただきますということもご案内いたしております。以上です。

（大塚）最後に、1点だけ伺います。

これ個人番号カードにかかわる部分になってしまうのですが、通知カードはこれから随時10月の5日以降ですか、郵送されるということになると思いますが、通知カードに改めて免許証ですとか、個人の身分を公的に証明できるもの、それがあるといわれる2枚というか、二重、三重で物を用意すると、個人番号カード相当のいわゆる処理能力といえますか、効果があるというのを見たのですが、理解としてはそういうことでよろしいでしょうか。改めて何があれば同等の効力になるのか、もしわかればお伺いをいたします。

（市民課長）通知カードは、先ほども言いましたように番号を証明するものですので、番号を利用した事務の窓口ではそのほかに公的な身分証明として写真入りの証明が1点必要になります。その写真入りの証明がない場合は、保険証とかキャッシュカードのように名前と住所等が入っているもの、そういったものを2点、3点と出していただくのですが、一応今の時点では2点、通知カードのほかに写真入りでないものは2点用意していただくことになっております。それで番号を利用する事務で利用していくことになります。

以上です。

（大塚）以上です。

（加藤）では、私も1点お聞きしたいと思います。

10月の通知カード、そしてその後の個人番号カードで、まず通知カードが行きます。多くの方は、まずそれを大切に貴重品箱に入れたり、大切なたんすにどこかに入れたりとするのかなと思います。それで、私は個人カード欲しいなという人が、その一部の方が任意で取得していくわけですけれども、ここの手数料条例の中で通知カードは再発行500円、個人カードのほうは800円ということで、将来的な話になってしまうかもしれないのですが、大切に保管はしていた、ところが番号も自分ではメモしていた、12桁のやつを手帳かどこかにちゃんと大切に書いておいた、1年後ぐらいに、あれ、なくしてしまったというときに、その通知カードのほうは、これは、あっ、忘れてしまった、なくなってしまったということで再発行をしなくてははいけないのか。基本的なことなのです。

けれども。そして、その方が将来になって、ああ、やっぱり個人カードもあつたほうがいいなといったときに、あれ、私通知番号もどこかへ行ってしまった、でも個人番号欲しいのだというときに、この500円だ、800円だのところではどんな流れで手数料条例と関係してくるのか、ちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

（市民課長）通知カードを紛失してしまつて再交付をするときには当然500円かかってしまうのですけれども、初回無料ですので、それまで個人番号カードを申請していただくことも可能です。かわりにということです。逆に、いや、個人番号カードは怖くて要らないという人については、通知カードの再交付以外の方法として、個人番号入りの住民票をとっていただく。ただ、それはもうその場限りになってしまうのです。番号の証明としてではなく番号を提示するためのものになるので、住民票をとっていただければその場はしのげるという状態です。ただ、通知カードを再交付に来られた方については、個人番号カードの利便性をご案内して、無料ですということで個人番号カードの交付につなげていきたいと思っております。

以上です。

（加藤）質問の仕方が私のほうが悪かったので、ちょっと伝わらなかったかなと思うのですけれども、本人で個人カードを取得しないよという人で住民の通知カードだけを持っていて、でもそれなくしてしまった、でも最終的に個人カードのほうやっぱり欲しいわといったときの手續。何にも手元にはないよという状態から個人カード欲しいというときには、手数料的にはどんな感じになるのか。今そうご答弁していただいたかどうかちょっと曖昧になってしまったので、お願いします。

（市民課長）つまり個人番号カードは無料で発行できますので、その時点で申請していただければ無料で個人番号カードを発行いたします。

（何事か声あり）

（市民課長）つまり通知カードをなくされて、個人番号カードの交付を受けたいということでいいですね。

（後での声あり）

(市民課長) その場合は無料です。通知カードを紛失してしまったという届け出をしていただいた上で、個人番号カードを交付を申請すると。初回は個人番号カード無料ですので、無料で交付できます。

(加藤) よくわかりました。ただ、広報のほうで連載を始めているというような話も過日伺いましたけれども、そういうパターンも結構あり得るかなと思うので、市民の皆様方にいろんないい形で、いろんなパターンで周知をしていただければというふうに思います。

以上です。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 質疑の中で、本市では今回かかわる費用が……

(委員長) 菅野委員、座って。

(菅野) 反対討論は立ってするのですよ。座ってなんかやりません。

(何事か声あり)

(菅野) 立ってやるのですよ。

(委員長) では、立ってでもいいです。

(菅野) 当たり前でしょう。本会議場だって立ってやるではない。立たないと言葉が出ない。済みません。

(委員長) どうぞ。

(菅野) 当初論議しましたように、国では3,400億円という中で、本市では4,100万円、そして今回1,600万と、5,700万円という大変なお金をかけて導入されるものです。職員の残業も、本当に残業の申請の中で苛酷な仕事が押しつけられたということを実感しているものですが、いろんな論議の中で結局個人の所得だけではなくて資産の保有状況などを把握をして、それに基づいて医療や介護などを含めて社会保障の負担を取ると。いわゆる負担と給付の適正化という名のもとに導入されるものであると思います。既に政府が今進めようとしている中で、内閣官房の点ではマイナンバー制度の活用等による年金、保険料、税にかかわる利便性向上に関する検討、さらにIT総合戦略本部、新戦略推進専門調査会、マイ

ナンバー等分科会、また厚労省に関する研究会ではマイナンバーの戸籍への活用を検討する、そして法務省の研究会、自動車登録とマイナンバーのリンクを検討する国土交通省の検討など、まさに各省庁、機関で議論が進められて、百家争鳴の状況となっています。一方で、結局は年金、保険料の徴税強化を行うということで、18年度をめどに全ての滞納者に対する督促状の実現を目指すとし、国税庁と年金機構の連携、強制徴収委任の対象の拡大などにより、徹底した摘発を行うということが既に本部では具体的に明記されています。検診の受診率が低い者には、いわゆる傾斜保険料として、あなたの努力が足りないということで保険料の引き上げをすると、そういうことにもつながりかねません。この制度は先進諸国で進められると言いますが、進められてきているいわゆるアメリカ、韓国など情報流出が生活に大変大きな損害などを与えまして、今見直しを迫るというときに日本が導入するというものです。その直前に年金機構の125万を超える情報流出事件が明らかになったわけです。フランスでは、市民的自由とプライバシーを重視するという立場から、分野別の番号制度となっています。また、日本の場合、フランスのように第三者の監視機関が個人情報保護の形で活動するという、こうした動きも明らかになっていません。いわゆる一番侵略戦争に対してもう本当にきっちりした世界の評価を得ているドイツですが、ドイツは共通番号制度がドイツ基本法で規定される人格の尊厳、人格権を損害する制度だと認識しているということで、これは導入をしません。いわゆるドイツでは行政分野別の番号制度のもとで個人情報が統合されていないことが重視されています。しかし、ドイツでも電子政府化やワンストップサービス化を取り組まれていまして、引っ越した転出先の自治体に1回申請するのみで旧住所の住民登録証や、また各社会保険機関や郵便局、兵役、自動車登録機関にもオンラインで伝達できるようになっているといます。共通番号を使わずに目的、これは領域ごとの情報連携できちんと国民のいろんな需要には応えているということが既に明らかになっています。こうした点から、まずは1つの番号のもとに個人データを必要以上に集約させることは大きな問題、市民的自由やプライバシーの問題にもかか

わることです。

2つ目は、費用対効果が国会でも地方政治でも明らかにされていません。そして、3つ目は、IDカードの導入とテロや犯罪予防がどう結びつくのか疑問があり、IDカードによって犯罪レベルの減少を示す根拠がないなどということを示しまして、今の制度でも十分対応できるということ述べて、このマイナンバー制度には反対をします。以上です。

(委員長の声あり)

(委員長) はい。

(大塚) 68号に対する質疑、討論なので、マイナンバー制度に反対ということでは。

(菅野) ないね。

(大塚) 条例の可否についてははっきりしないと。委員長に。そう思うので、そこを最後確認をしていただけますか。

(委員長) はい。菅野委員、そのとおりで。

(菅野) 反対の仕方ね。反対討論の仕方。

(委員長) この議案に対してです。

(菅野) はい。この68号の論議は、通知カード及び個人番号カードの手数料の費用が上程をされておりますけれども、大もとのマイナンバーの導入そのものが不当ですので、この手数料の条例にも反対をいたします。以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第68号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することの賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(市民税課長) それでは、議案第69号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例につきまして、議案の趣旨をご説明申し上げます。説明資料を配付してありますので、ご参考にしていただけたらと思います。

今回の改正は、たばこ税と番号法、いわゆるマイナンバーの記載関係、そして法人市民税均等割の税率、法人の市民税の課税の特例となっております。

1点目といたしましては、第16条の2関係の紙巻きたばこ3級品に係る特例税率を段階的に廃止するものでございます。この改正は、激変緩和の観点から、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに4段階に分けて税率の引き上げを実施するものです。平成28年4月1日からたばこ税率を1,000本につき430円引き上げ、同様に平成29年4月1日から430円、平成30年4月1日から645円、平成31年4月1日以降は1,260円引き上げるものです。

なお、このたばこ税率の引き上げの当日に販売のため所持する卸売販売業者、特定販売業者及び小売販売業者が紙巻きたばこ3級品を5,000本以上所有している場合につきましては、これを売り渡したとみなしまして、引き上げ分相当の税率が手持ち品課税となって課せられることとなります。

2点目といたしまして、第51条以降の条項により、各種申請書などに番号法に規定する個人番号または法人番号を記載することとするものです。

3点目といたしましては、第31条の第2項、第34条の6の2関係の法人市民税均等割の税率、法人の市民税の課税の特例についてでございます。これは、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から改正されたものであり、課税基準である資本金等の額の基準を改正するものです。

このほか地方税法など関係法令の一部改正に伴う条文の整理を行うもの

です。

以上で議案第69号につきましてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(菅野) 4段階で引き上げるということですね。3級品というのですか、一番安いタバコという意味でしょうか。これは、どういう意図で引き上げるのでしょうかね。

(市民税課長) タバコ税でございませうけれども、近年喫煙者の減少等によりまして年々タバコ税、特に市町村タバコ税が減っておる状況でございませう。それにつきまして、その3級品のタバコにつきまして、先ほど菅野委員さん申し上げましたとおり安いタバコということなのですけれども、それを吸われている方が以前、平成22年ごろだったかと思うのですけれども、大幅なタバコ税の引き上げがございました。例えば300円のタバコが410円だとか430円だとか、そういった価格になりました。そのときに、それを吸っていた方が3級品に戻ったというか、何というのですか。

(菅野) 変えた。

(市民税課長) 変えたというのですか、そういった実態も多かったように伺っております。ですので、その当時と比べて現在その3級品のタバコを吸われている方が多くなっているということですので、税収の確保ということがやはり大きな目的かと思っております。

以上でございませう。

(菅野) それってこそくというのではないですか。だって、本当は吸わなければいいのでしょうかけれども、でも経済防衛で、安いタバコだからきつとおいしくないと思ひませうよね。高いのはそれなりに何かおいしくなっているのでしょうか。それで我慢しようという人から税金を取ると。では、鴻巣市の場合、これをやったらどれぐらい税収になるのですか。

(市民税課長) 初年度の平成28年度引き上げた場合なのですけれども、

1,000本につき430円引き上げます。これが平成26年度の実績の数字に換算して影響額を算出してみますと、おおむね250万円程度の増収となります。

以上でございます。

(菅野) 250万円が何人ぐらいの人、何人ではないか、どういう計算だ。何本。何本出ると250万円になるのですっけ。根拠は。

(市民税課長) 26年度の実績ですけれども、595万7,000本となっております。595万7,000本、これが26年度の実績本数でございます。

以上です。

(菅野) 25年度は何本なのですか、そうすると。すごい本数だね。595万7,000本。1箱20本。

(何事か声あり)

(菅野) では、1人にするとどれぐらいふえるあれってわからないか。

(何事か声あり)

(委員長) ちょっと待って。まだ答弁していないのです。

(菅野) 答弁が出るの。もっと具体的な数字が出ないかしら。1,000本という1,000本吸うのか。

(市民税課長) 申し上げます。

26年度の先ほどのお答えはメモにあるのですけれども、大変申しわけありませんが、25年度につきましてはちょっとメモがございません。申しわけございません。

(菅野) 大体目安として、このことによって25年度と26年度同じように本数を吸った場合、1人につき幾らぐらいふえるのかというのはわかるのですか。年間で幾らぐらいふえるのかと。負担になるのが。わからない。

(市民税課長) その3級品のたばこを吸っている方、1日に1本、2本吸う方もいれば2箱、3箱吸う方もおりますので、一概には幾ら幾らふえるというのはちょっと見込めない状況でございます。

(菅野) メモが来たではないですか。だから、何か言うと、手挙げると言っているよ。メモが来たではない、部長から。

(委員長) それでは、答えられますか。

(市民税課長) 28年度、今現在3級品のたばこが3種類ぐらいに値段が、価格が分かれておりまして、210円ですとか250円ですとか260円、この3種類になっております。品目は6種類ございましてけれども、3種類になっております。それで、平成28年度、来年度につきましては、1箱当たり20円がふえます。翌年度、29年度につきましても同じく20円。さらに、平成30年度ですけれども、30円。最後の平成31年度ですけれども、60円ということです。計130円。4年間で130円ふえるということでございます。

(菅野) たばこを吸う人は吸う人の言い分があって、議員ではなくなつたけれども、前いつも岡田恒雄さんなんか、我らはちゃんと税金で国に対して寄与しているのだと胸を張っていましたけれども、一番弱者にこの負担が行くという考えは……では、その高いたばこを吸っている人、私も吸わないけれども、幾らぐらいなものかなと思つたら、430円とか450円とか、400円台がほとんどなのですね、あれ見ていると。たばこね。上のほうだけ見ているのかもしれないけれども。これは1箱210円、250円、非常に安いたばこですよ。ここだけにターゲットを当ててこれを変えるのですか。全体はもう上げてしまっているから、一番安い下だけターゲットだということなのですか。前回上げなかったから。

(市民税課長) 先ほど菅野委員さんおっしゃったとおり、一般の高いたばこにつきましては、特に平成22年でしたか、比較的多く上げました。ただし、3級品についても上げてはおります。その金額がやはり少なかったという点から、先ほど申しましたように一般から3級品に移られた喫煙者の方が多かったということでございます。ですので、何度も繰り返しになりますけれども、今回ある程度の税収確保という意味合いからもこういった措置がされるのかなと感じております。

以上です。

(菅野) これって国の決まりですよ。国の決まりを市町村に押しつけてきたのですよね。では、鴻巣としては、それはたばこを吸うのいい悪い別にして、一番社会的な、たばこを吸う人の中ではですよ、弱者の唯

一の楽しみかもしれないのに、それに対して税を上げるのはことしは見送るよと、そういうことはできないのですか。地方自治としてできるのではないですか。

(市民税課長) これは地方税法もう改正決まっておりますので、これについてはもう全国一律で決まっております。

以上でございます。

(菅野) では、全国的にこのことで国は税が幾らの増収になるのか。鴻巣は250万円ですよ。億単位。億だけれども、まさか何十億……いや、でもこれってかわいそうではないかね。いたばこ吸っていた人が。いや、やめればいいのだけれども。

(市民税課長) 先ほどのご質問ですけれども、国全体の増収ということですから、後でご資料の提供ということでよろしく願いたいと思います。

(委員長) いいですか。やりますか。

(菅野) もう終わります。

(大塚) それでは、69号の中で1点だけ伺いますが、議会初日の議案の説明の中でも触れておりましたし、今もありましたが、各種申請書のときに今回の個人もしくは法人の番号が必要となるというふうな説明がありました。具体的に申請書というのは、俗に言う市民部で発行している諸証明書を含めてのものを言っているのかどうか。その申請書とはどんなものを指しているのか伺います。

(市民税課長) この申請書についてでございますけれども、例えば税ですと減免の申請とかございます。そういった形の申請書もございますので、諸証明の申請のほかにもそういった減免等の申請もございます。以上です。

(大塚) 日常的には、恐らく多いのが住民票ですとか印鑑証明等がそれに含まれるものとした場合、ここでいうところの個人番号を記載するということがないと申請ができないということになるのでしょうか。そこら辺はどうなっていますか。

(市民税課長) 申請書ですけれども、その申請書の欄に個人番号の記

載、記入欄を設けていく方向でございます。そこで、空欄であるとはいえ無効な書類ではないということですので、空欄でも市のほうでは受理させていただきます。そこで、行政側のほうで確認して、その欄に記載させていただくという処理をとります。

以上です。

（大塚）今はどうなっているか、きのう、きょうちょっと見ていないのでわかりませんが、諸証明書の発行の申請書の中で従来印鑑押す欄があって、それもいつのときからは判を押さなくても受けていただいていると思います。今の番号についても、欄はあっても書かなくてもいいよという今の説明ですが、そこら辺せっかくカード発行に向かっているので、いつかのタイミングでその書式を直すのか、あるいはきちっと申請書を正確につくり上げるとか、そういったことについては今後議論はするのでしょうか。

（市民税課長）あくまでも個人番号である記載欄ですけれども、こちらからはお客様に記載させていただくようにご指導はしてまいります。ただし、その中でどうしても書きたくないという方が出てくるかと思うのですけれども、その方に対しての対応としまして空欄でも受理することでございますので、今後窓口の皆様には記載していただくようにご指導はしていくつもりでございます。

以上です。

（大塚）最後に1点、同じ項目であります、本会議の中で他の議員から市民へのお知らせはどのようにしていますかということで、多分答えとしては2月号以降の「かがやき」の中で毎月載せておりますという答弁であったと思います。私もけさほど、2月号はちょっと見ていないのですが、毎月載っているのは確認しました。設問、答えは月によって中身が違っているというのも見ました。今最初に伺った番号をそこに記載をするということではありますが、それについては2月から発行している中で各種申請書にも必要ですよとか、ない場合はどうしますとかということは今までの中で触れているのか、あるいはもし触れていないとすれば今後どこかでそういったことも市民の皆さんに周知をしていくのか、そ

れはいかがでしょうか。

（市民税課長）先ほど大塚委員さんおっしゃるとおり、もちろん広報で周知はしておるところでございますけれども、そのほかにも市のホームページであるとか、また窓口でもこういった個人番号を記載していく方向ですということで、それは周知は今後し続けていくところでございます。

以上です。

（大塚）以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（菅野）いずれにしても、住民負担を強いるものには反対です。それから、前回値上げをしたときに、いわゆる一番安いタバコなので、値上げ率が低かったと。そしたら、安いタバコに利用者が流れて利用率が多くなったので、4段階で引き上げますよという非常にこそくな考えであると思うのです。タバコにかかわれば、タバコを売って生計を支えている方、またタバコ産業、タバコ農家など、それで経済的に生活をしている方もおられると思いますけれども、タバコが認められている以上、イランなどはタバコを吸ってはいけませんので、誰も吸う人はいませんが、タバコが国で認められているというのなら、ある意味弱者の嗜好を守るべきであると思います。特に一番安いところの部分をはかのに合わせて引き上げるとなると、今日の国民の経済困難の中でますます困難が強えられるものになると思います。そのことでタバコをやめればいいですけれども、健康上よくても逆にタバコをつくっている農家など、そういう方は今度は別な農業の成り立ちを国が指導できたりできるのか、やはりそういう点までも深くかかわることであると思います。どちらにしても、安いタバコで一服をとという方に、この人たちをターゲットに増税するというのは不当なものですので、反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第69号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時14分)



(開議 午前10時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民税課長より発言の申し出がありましたので、許可をいたします。

(市民税課長) 先ほどの税条例一部改正の中で、たばこ税の国税の部分について菅野委員さんからご質問があった件でございます。

ちょっと資料は古いのですけれども、平成23年度の数字なのですけれども、申しわけございませんが、たばこ税のうち国のたばこ税が1兆315億円ということになっております。そのほかには、市区町村、それが8,995億円となっております。たばこ税全体では、2兆3,838億円です。平成23年度のたばこ税全体が2兆3,838億円です。

以上でございます。

(委員長) 菅野委員、よろしいでしょうか。

(菅野) わかりました。

(委員長) それでは次に、議案第70号 鴻巣市ごみ処理施設等整備基金条例について執行部の説明を求めます。

(環境課長) それでは、議案第70号 鴻巣市ごみ処理施設等整備基金条

例について説明させていただきます。

議案書をお開きください。まず、条例制定の理由でございますが、鴻巣市田北本環境資源組合の規約では、ごみ処理広域化に係る一般廃棄物処理施設の建設及びこれに附帯する事務を共同処理する事務として規定しております。これを受けまして、平成26年4月より組合では新たなごみ処理施設の建設のための事務が開始されまして、現在平成35年度の稼働開始を目標として事務が進められているところでございます。このようなことから、今後ごみ処理施設やこれに附帯する発電施設、粗大ごみ処理施設等の建設及び用地取得などに要する鴻巣市の負担金が多額になると見込まれることから、単年度における負担軽減のための基金を創設するため、鴻巣市ごみ処理施設等整備基金条例を制定するものでございます。

それでは、条文の内容について順次ご説明申し上げます。まず、第1条は、本条例の設置の目的を規定したものでございます。

第2条は、積み立てる額について規定したものでございます。

第3条は、基金に属する現金の管理の方法について規定したものでございます。

第4条は、基金の運用から生ずる収益金の処理について規定したものでございます。

第5条は、財政上必要があると認められるときにおける繰りかえ運用について規定したものでございます。

第6条は、基金を処分することができる条件を規定したものでございます。

第7条は、委任について規定したものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日は公布の日からとするものでございます。

以上で議案第70号の説明を終わらせていただきます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（菅野）まず最初にお聞きしたいのは、先ほどの説明で処理、発電、粗

大ごみ等に関する基金の条例ということですが、大体幾らぐらいの事業費をそれぞれ見ているのか。

（環境課長）ただいま組合のほうでは一般廃棄物の処理基本計画を策定中でございます。この計画の中で具体的な整備する施設が決まっておりますので、現段階ではまだ組合のほうから整備する施設や財政計画等は示されておりません。

以上です。

（菅野）いわゆる身の丈に合ったごみ処理施設にせよという声が本会議場の議案審議の中でもあったわけですがけれども、何よりもこの事業を行うについて、まず住民と十分議論することが大胆なごみの減量方針、それからそのことにより焼却炉の縮小、それからごみ減量や施設の縮小によって新たな資源を生み出して、それは財源を福祉や教育充実に充てることのできるわけですので、理念としてどういう形を持っているか。今の鴻巣は12段階ですっけ、今分別しているのが。12ですよ。12手法ですよ、分けているの。12と言わないっけ。だから、市町村によって違うわけです。行田なんかこんなに細かく分けていませんよね。例えば布団とか綿のものなんかも出せるわけですから、行田は燃えるごみで。燃やしてしまう。鴻巣だって燃やしているのですよね。燃やしているのですよね、基本的には。布団や綿のついたもの、お金出して有料ごみになっていますけれども、あれ燃やしていますよね。燃やすことで解決しているのですよね。だから、そういうことも含めて、どういう施設にしていくのか。ごみ減量となると、徹底して分別していくという方針のもとで、安くして、それから市民のやりやすいごみの分別の仕方へ3つの行政の中でちゃんと合意して持っていくということですので、そこをどう考えているか、基本理念ですね、お聞きしたいと思います。

（環境課長）まず、先ほど菅野委員さんのお話の中で、住民と議論をして、焼却炉の施設も過大なものではないよというふうなお話をいただきました。住民との議論という中では、現在いろんな検討が、組合では新施設建設等検討委員会というところで検討が進められております。その中に住民の代表者も入っていただいています、そこで議論をいた

だいているところでございます。また、焼却炉の規模なんかにつきましては、やはりこれは組合の計画建設課のほうでコンサルタントも入れまして、きちっと構成市からのごみの量を把握して、今現在施設の規模を算定しているところでございます。施設の規模につきましては、例えば1トンふえますと数千万円もう変わってしまうようなものですので、これは厳密に将来の人口の予測やごみの減量化目標、そういったものを勘案して決められていくというふうに考えております。それで、もちろん基本理念といたしましては、やはりこれから高齢化が進みますので、わかりやすいごみの出し方、それからもちろん資源として使えるものは資源として使う。そういった資源化と、それからごみの減量の施策、この辺をあわせて進めていきたいと考えております。なお、このごみ処理の問題につきましては、3市の広域で進めておりますので、その辺を3市で足並みをそろえてやっていかなければいけないので、その辺を今後調整してまいりたいと考えております。

以上です。

（菅野）大体3市で炉を幾つつくって、どれぐらいのごみの量が出るというのは出ていると思うのです。もう今中部環境なり行田なり、計算すれば出ると思うのです。それに対して、例えば何トンの炉を幾つつくればいいと、事業費だって出ると思うのです。それと、今後減量の方向なら、こういう方向でやっていくとか、それから熱利用というのは発電をするのとか、何かちらっと漏れ聞くと、川里にできるのなら川里の花農家に温水を供給できるから、そんな余り金のかかることをやらないで、最低限でやっていただきたいと思うのですけれども、中部環境を見ますと、80トンの炉が3本ですよ、あれ。3本ありますけれども、私も中部環境の議員のときは行きましたけれども、3本動いたときは一日も一分もないのですから、2本で十分余っているのです。それを3本つくって、3本にダイオキシン対策も大金かけてやって、だから私もあそこの議員のときはずっと過大投資してきたらうと言いつけたのですけれども、そういうことも含めて、最初にソフト分の、住民の意見を通したソフト面の論議がなければ、確かに経費は出ないと思うのですけれども、

ただごみになると、30年前も、いわゆるごみ処理業者がごみ処理をとってしまえば、その後30年間、市役所の職員なんかそんな運転できないのですから、結局その企業から来て運転するわけですから、もう30年間もうけがずっと入るわけですから、それはかかわる首長ではない、議員の中で特別委員会のかかわる委員長だったらもう本当に賄賂攻勢が来るといのはもう周知の事実で、その後何件も裁判に訴えられていますよね、30年前は。贈収賄で訴えられていますけれども、そういうことのないような、いわゆる適正な、市民に開かれたごみ行政でなければいけないと思うのです。それが身の丈に合ったごみ行政につながる道だと思うのですけれども、そういう論議というのは、わかる範囲で、どこまでされているのでしょうか。

（環境課長）まず最初に、3市でのごみの量ですとか、炉の数はどうなのだというご質問なのですけれども、平成26年度の実数でいいますと、中部環境のほうに鴻巣市と北本市の分で約3万3,000トン行っております。それから、同じく26年度で小針クリーンセンター、これは鴻巣市の吹上地域分と行田市の分です。この分で約3万1,000トンぐらい行っております。ですので、26年度で見ますと、合計しますと6万4,000トンぐらいということになります。炉の数につきましては、現在まだ決まっておられません。焼却方式のほうもまだ決まっておられませんので、炉の数についてもまだ決まっておられません。

それから、余熱の利用についてでございますが、当然ごみを燃やしますと熱が発生いたしますので、それを今ではほとんどどこの処理場を見ましても、発電や、それでさらに余った熱は余熱利用をしている例がほとんどでございます。また、発電につきましては発電効率の高いものをつけますと、国の交付金が3分の1から2分の1になるというようなこともございますので、その辺も考慮して設計が今後されていくものと考えております。

それから、開かれたごみ行政ということでございますが、先ほども申しましたとおり、現在新施設建設等検討委員会でいろんなことが検討されておりますが、それは随時組合のホームページですとか構成市の広報紙、

それと適宜市議会のほうにもご報告させていただいておりますので、そのようなことで今後もやっていきたいと考えております。

以上です。

(菅野) ごみの中で一番問題なのは産廃ごみですよね。事業系ごみというのですか。私たち市民には物すごくうるさくて、燃えるごみの中にちょこっとビニールが入ってれば、もうカードついて置いていかれますよね。黄色いごみの中にちょこっと瓶のような、ふたのようなものがあっただけでも紙が置いていかれて、当番の人が年中破いて、ほかのを入れかえたり、大騒ぎするわけですけれども、事業系ごみはいわゆるめちやくちゃで出されているのですよね。これを直さない限り、ごみの分別にはならないと思うのです。横浜市がごみの分別を徹底的にやって、3炉つくるのをやめましたよね。「ゴミゼロへの挑戦」という本が出ていますよね。持ってくればよかったな。本が出ているのですけれども、それは分別をした中に産廃ごみも、産業廃棄物のいわゆる事業系ごみもコンベヤーに載せて、全部見て、分けていないのは業者に持ち帰らせたと、そして出したもとの持ち帰らせて、やらせたと。そこまでやって、3炉廃止をできたのです。横浜がこれが有名になりまして、全国から視察が行くものですから、それに対応するのではたまらないわけで、視察が有料になったのです。金出さなくては視察は受け付けないというふうになったのですけれども、そういうこともありますので、まずこの3万3,000、これ多分産廃ごみも入っているのかということと、一般廃棄物、それに対して今行田ではどういう指導しているのか。中部環境とは違うと思うのです。中部環境の指導は、出しているから、わかりますけれども、旧鴻巣の場合ね。行田ではどういう指導がされているのか。

それから、発電のことですけれども、実態から発電というのは余り採算の合うものではないということを行っているのです。13年度版の環境省の「日本の廃棄物処理」という本が出ておりまして、発電施設を持つ焼却施設は328と全体の3割弱なのだそうです。平均発電効率は12.0%で、火力発電は一般的に40%程度と言われているのですってね。ですから、発電能力は低いと。国は、これを交付率を2分の1にかさ上げして、先

進事例の要件を23%以上相当として、ごみの効率ごみ発電を推進してきましたけれども、13年度現在で発電効率は20%以上は16施設、わずか4.9%でしかない。15から20%未満が80施設で24.4%、10から15%が118施設、これが36%もあるのです。だから、発電能力を持つ焼却炉の7割以上が発電効率は15%未満だということで、発電に余り、当然のようにこれを整備計画に入れるというのはいかかなものかという、こうした論議も何回か審議会がされている中で、実際にどういうものをつくるかという論議になると、されているのか、まだこれからされるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

(環境課長) まず、先ほど一番初めのご質問で、産業廃棄物、事業系の分別の問題がございました。先ほど申し上げました処理量につきましては、事業系も入っております。それで、さっき菅野委員がおっしゃられたように、事業系のごみにつきましては確かに分別のお願いがまだ一般の方と比べて周知されていないというのが現状かと思えます。容器包装、プラスチックなども当然これは資源になるものですので、これの分別の精度なんかを上げていただくように、今後事業系のほうに対しても適宜お願いしてまいりたいと考えております。

次に、行田市の指導はどのようなふうに行っているかというご質問ありましたけれども、申しわけありません。ちょっと現在のところ行田市の事業系の指導方法については把握しておりませんので、後ほど行田市さんのほうに確認して、ご報告させていただきたいと思えます。

それから、発電についてでございます。これは、ごみを燃やすと当然熱が出るわけですので、その熱を何もせずに捨ててしまうのはもったいないので、何かに利用できないかということで、発電ということであると思えます。したがって、今度つくる焼却施設についても、まずは発電をするというのは検討されているところでございます。それで、発電の効率ですとか発電のやり方、これは処理施設全体のシステムの設計によって効率が決まってくるそうございまして、その辺につきましては現在検討委員会の下に専門部会というのがございます。そちらのほうで今後検討されていくものと考えております。

以上です。

(菅野) 私が中部環境の議員だったときに2年間ありまして、議会ごとに一般質問してきたのですけれども、事業系ごみについて、たまに広げて指導する程度で、常時指導している状況ではなかったと思うのです。ですから、たまにごみ袋1つぐらい見て、直せというのではだめですよ。やはり常時見て、普通の家庭と同じように袋を別々に置いておけば分けられるのですから、分けていただいて出していただくというのでいいと思うのですけれども、どういうことが起きているかということ、パートで、例えばレストランの台所で食事をつくっているなんていうパートの人いっぱいいるのです。その人たちが声をそろえて言っています。家庭ではうるさく分けるというから、袋をいっぱい置いて、こう分けるではない。洗って乾かして入れたり、汚れているのは青いごみに入れたりとか、悩みながら。ところが、事業系のは全部1つの袋に捨てていいというのです。ビニールだろうが、生ごみであろうが、きれいなビニールであろうが、全部捨てていいようになっているのよねと。そうではないところもあるかもしれませんが。ですから、そこをまず横浜並みにやれば、3つも炉がなくなったというのですから、すごい安上がりになっているわけですよ。ですから、それは今度のこういうところでは確実にそれを入れていくと。中部環境だっておいそれと終わるわけではないのですから、そちらにも物申していくという、こういうことが大事であると思います。

それから、発電ですけれども、確かに近い人は利用できます。川里の畑にまでやるかやらないかは別にして、例えば荒川荘みたいのをつくるとすると……

(川里じゃないです。予定地は川里は含まれていませんの声あり)

(菅野) でも、あれ川里のすぐ近くではない。鴻巣市だけれども。

(委員長、いいですかの声あり)

(大塚) 質問者が川里と言っているのですが、候補地は川里には設定していないので、確認をしてください。

(菅野) わかりました。鴻巣市ね。

(委員長) 訂正をお願いいたします。

(菅野) 鴻巣市ね。ただ、川里の……

(委員長) 鴻巣市……

(菅野) 花農家が近いので、もしやという声があるならということなのです。例えば熱利用について。あとは唯一考えるのは、あとは荒川荘のように、近くにそういう温泉施設をつくるということですよ。でも、それが本当に必要かどうか、荒川荘に行ってお風呂に入ったことある方。ないか。荒川荘に行ってお風呂に入りに行ったのです。月曜休みだから、月曜はだめです。タオル1本持って行って入るのですけれども……

(委員長) 菅野委員、簡潔に質問していただけますか。

(菅野) 非常に熱いのです。熱いのと、あとはやっぱり多くは地元の人が利用するので、自治体が広がる場合、桶川や行田の人が余り利用しづらいのなら、何でもかんでもそういうことをしなければいけないということではないと思うのです。やはり身の丈に合った最低限の設備でごみ処理を行って、多くの方に利益が渡るようにすべきであると思うわけです。

それから、もう一つお聞きしたいのは、県は1カ所300トンを目標にということを行っていますよね。300トンを目標にと言っていますけれども、でも自治体の身の丈に合った適正規模をという自治体側から強い要望があって、本来ダイオキシン対策と銘打った1日当たり処理量100トン以下の焼却炉には補助を出さないということを行っていたわけです。それ以上ないとダイオキシン対策ができないからと言っていたのですけれども、100トン以下の焼却炉にも補助金を出すということが2001年以降なっているわけですので、鴻巣の場合はどれぐらいのトン数が、この点でいうと、100トン以下でも補助金を出すということになったわけですよ、全国の声で。どれぐらいのトン数が見込まれるのか、お聞きをします。この新ごみ処理施設の場合です。

(環境課長) 先ほども申し上げましたが、現在処理能力につきましては

組合のほうで一般廃棄物処理基本計画を策定しておりまして、その中で決定してくるものでございまして、まだそれが組合から示されておられませんので、現在のところはわからないというところでございます。

以上です。

(菅野) 私は、そこの委員にどうしてもなりたかったのですけれども、数の力でやられるから、なれませんでした。要するに今メーカー側は何でも燃やせるという技術の改良で、そういう焼却炉をつくっているのです。そうすると、住民は楽です。1個で出していいのですから。それで、いわゆるプラスチック類などを燃すと高温になるから、ダイオキシンも出ないなど言いますが、そういうものほどやはりトラブルが多くて、効率も悪くなるということで、有害物を除くなどして、焼却施設に無駄な負荷をかけないようにと、こういうことが環境美化の中でも、ごみ処理の中で徹底して言われていることです。県は300トンをめどに言っている部分を100トンでも認めているという立場で論戦がされているか、この点をお聞きします。

(環境課長)先ほど県が300トンを目安というふうに言っているというお話ですけれども、これ県の第2次広域化計画のことだと思っておりますけれども、この中で鴻巣や行田や北本は特に処理場が多いということで、ブロック21という特別な区域に設定されております。その中では、おおむね20万人ぐらい……済みません。ちょっと記憶が定かではないのですが、人口が20万だったか、処理が200トンだったか、ちょっとはっきりしないのですが、そのようなことがブロック21については示されております。とにかく300トンよりも小さい規模がいいのではないかとということでブロック21は示されております。そういった中で、先ほども申し上げているように、現在組合のほうで処理能力のほうも検討しておりますので、その検討が進みますと、処理規模や、また焼却方式が決まってくれば炉の数とか、そういったことも決まってくると思います。現在のところは、まだ決まっておりません。

以上です。

(菅野) ごみの焼却炉建設に当たって、こういうのは日進月歩だと思う

のですけれども、どういう形式での焼却炉が今の建設費や燃料費などを含めて効率いいかなんていう論議は、どういう論議がされていますか。

(環境課長) 今現在世の中にいろいろな方式がある中で、幾つかこれらが現実的だろうというところで挙げられてきております。現実的には、例えば平成27年の4月に稼働開始しましたさいたま市の桜環境センターのシャフト式のもの、それから一番今、日本国内で採用されておりますストーカー方式、それから川越なんかでも採用しています流動床式のガス化熔融炉、この辺が現実的であろうということで論議をされているようでございます。もちろんその方式になるということではございませんので、あくまでもそういうものが候補として挙げられるのではないかというふうに考えられているというところでございます。

以上です。

(菅野) では、この文章に沿ってお聞きしますけれども、2条の基金として積み立てる額の目安というのがありますか。最高の目安が幾ら、1年幾らぐらいやる気なのかという目安。2条。

(環境課長) 先ほどから同じことを繰り返しになってしまって申しわけないのですが、組合のほうから財政計画などが示されていない状況でございまして、そういった中で具体的に毎年幾らずつとか、そういう計画は今のところ立っておりません。

以上です。

(菅野) では、次、3条の2の最も確実かつ有利な有価証券にかえるというのは、これは有価証券って何ですか。国債かい。

(環境課長) 預貯金ですとか国債、地方債、政府の保証証券などございます。

以上です。

預貯金、国債、地方債、政府保証証券などございます。

(菅野) 問題はこの5条ですよね。財政上必要があると認めるときは確実な繰り出しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができる。いつの時点か、まとまった金を施設のために、土地を買うとか、施設がどうこうで、頭金なりなんなり

とか、どさっと出さなければいけないよというときはあるのかなのか。30年計画か10年計画で平均で出せるのか。このお金の出し方について、第5条にかかわる。5条か4条か。5条にかかわってお聞きします。お金の出し方。大もともわからない、何もわからないで条例が入っているわけですので、お金をどういうふうにして出すか。一気に出すときがあるのか。

(環境課長) 現在組合のほうから全体のスケジュールが概略が示されておりまして、平成35年度に施設の稼働を開始するという事です。それから、施設の建設がおおむね平成32年度ぐらいから始まりますということで示されておりますので、大きな費用がかかるのはこの平成32年度ぐらいではないかというふうに考えられますので、当然この基金の処分についてもこの32年度ぐらいが一つの目安と考えられると思います。以上です。

(菅野) そうすると、鴻巣市って物すごい基金があるのですよね。財政調整基金が30億とか、財調なんて何にだって使えるのですから、山ほどため込むことないと思うのですけれども、そうすると基金はさらにこの上ふえるということなのでしょうけれども、幾らぐらいをまず32年度まで必要だと認識しているのか。

(環境課長) 繰り返しで大変申しわけございませんが、まだ組合のほうから財政計画が示されておられませんので、具体的に例えば平成32年度までに幾ら積みたいとか、そういった計画はまだございません。ただ、ごみ処理施設の建設となりますと、相当多額な金額が必要となりますので、それに備えて基金を積み立てたいということでございます。以上です。

(羽鳥) それでは、第3条の管理の部分の金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法のところについてお聞きしますが、本来であればやはり現金でこれは持つておるのか、それともやはり運用を前提としておるのかをまずお聞きします。

(環境課長) 最も確実な方法として、やはり金融機関に預けまして、それで運用するというのが現実的な方法だと考えております。

以上です。

(羽鳥) 前質問者から質問が出てしまったので、わかったのですが、この基金、平成27年度から平成32年度ぐらいまでの基金というふうに考えておるのですが、それでよろしいのですよね。

(環境課長) 私の説明の仕方が少し足らなかったと思います。今年度から始めまして、32年度で終わりということではございません。

(羽鳥) 32年度まで積み立てをしていくという方向なのでしょうか。その後も継続して積み立てをしていくのですか。

(環境課長) その後も継続して積み立てをすることになると思われれます。ただし、財政計画が決まっておりませんので、その辺につきましては組合から資金計画、財政計画が示された後、市の財政当局と協議をして決めてまいりたいと考えております。

(羽鳥) この組合のほう、3市あるわけなのですが、負担割合のほうもこの間議会のほうでお聞きしたのですが、鴻巣市が44%、行田市が31%、北本市が25%という形になっておるのですが、基金の割合のほうも同じような形で積み立てをしていく方向を今考えられているか、検討されているかをお聞きいたします。

(環境課長) 基金は、負担割合は考慮してありません。

以上です。

(羽鳥) ちょっと補正の前にこの条例のほうでお聞きするのですが、まずもって今年度5億円の基金を積み立てするわけなのですが、このスタートの5億円というのはどのような形で決まる予定なのかをお聞きいたします。

(環境課長) まず、構成市であります行田市さんについてでございますが、平成25年度に基金条例を制定されまして、25年度で1億円、26年度で1億円、既に2億円を積み立てしていると聞いております。そういった中で、鴻巣市の負担割合が、羽鳥委員さんおっしゃったように、44%と一番大きいということもございまして、それらも考慮しまして、財政当局のほうと協議をしまして、今年度は5億円をこの後の補正で計上させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

（羽鳥）なかなか具体的な、あとの額は職員のほうから言いづらいと思うのですが、先ほど施設のほうで3つの炉の施設の説明があったわけなのですが、シャフト式とストーカー式と熔融炉、この3つのコスト的なもの、どれぐらい安い炉と高い炉では違うのか、相対的にちょっと額が出せますか。割合です。どの炉よりどの炉が何割ぐらい高くて、どの炉はまた何割高いというのが現在の相場なのでしょうか。

（環境課長）ただいまの質問でございますが、建設コストとランニングコストもございませし、それと発電もかかわってきます。発電しますと、その売電収入もございませるので、全く一概にはなかなか申し上げられない難しい問題でございますので、申しわけありませんが、ちょっとお答えできません。申しわけありません。

（羽鳥）このごみ処理施設の建設について、国、県の交付金、補助金が必要なわけなのですが、今回3市でつくる処理施設のほうはどれぐらい国、県のほうからお金をいただくかという予定で算定しているかをお聞きいたします。

（環境課長）先ほど申し上げましたように、組合では一般廃棄物処理基本計画を策定しておりまして、それと同時に今年度中に国の循環型社会形成推進交付金を得るための地域計画というものを県を通じて国に出す準備を進めております。そのようなことから、まず国の交付金は当然いただかなくてはいけない、できないということですね。それと、県の交付金については、今のところ、私の認識では、多分ないと思います。国の交付金だけだと思います。

以上です。

（羽鳥）前任者の質問の中でも出てきたのですが、発電効率がいいものに対しては交付金が3分の1から2分の1に上がるということなのですが、その詳細について説明をいただきたいと思います。

（環境課長）申しわけありません。今手元に資料がございませんので、後ほど資料をお持ちするということでもよろしいでしょうか。

（羽鳥）では次に、新施設候補予定地のほうで説明会を何度かしておる

のですが、その説明会の中でいろいろなご意見が出たようなのですが、その意見についてちょっと具体的に説明をいただきたいと思います。

（環境課長）説明会は、平成27年の1月29日にまず地元の公職者を、地元の自治会長さんですとか土地改良区の役員さん、農業委員さん、土木委員さんを対象としました説明会を開催しました。それで次に、4月の4日に郷地、安養寺地区の地元の住民、それと土地の所有者を対象とした説明会を開催しました。次に、5月23日に鴻巣市、行田市、北本市、3市の全市民を対象とした全体説明会を開催いたしました。その説明会で出された意見といたしましては、まず道路や水路などの周辺環境整備に関する事、次に余熱利用に関する事、それからダイオキシン類などの公害防止に関する事、この3点が意見として出されました。また、先日、8月の29日に笠原公民館で、同じく自治会長さん、それから土木関係の役員さんを代表者といたしまして、懇談会を開催いたしました。その懇談会の中でも同じように水路や道路の環境整備に関する事、それから公害の自主基準値に関する事、それから余熱利用に関する事、これらのご意見が出されました。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、周辺環境整備ということで道路、水路の整備があるわけなのですが、大体周辺どれぐらいなのでしょう、半径。それぐらいを面倒見なくってはいけないというか、整備しなくってはいけないというふうに考えられているか、お聞きをいたします。

（環境課長）まず、先ほど最後に申し上げました8月29日の懇談会におきまして、組合のほうから、今まで住民の方から出された意見をもとに、周辺環境整備の案が出されました。それにつきましては、県道内田ヶ谷一鴻巣線の、図面がないので、うまく説明できないのですが、およそ郷地橋から施設の先までの県道部分、それからそれに沿った市道部分、それから行田一蓮田線ですか、あちらの整備について組合から案が出されたところがございます。それに対しまして、懇談会の参加メンバーからいろいろな意見が出されましたので、それらを今後意見を集約していくものと考えております。

以上です。

（羽鳥）説明会のほうに出席されているかどうかかわからないのですが、建設候補地のほうですぐそばに隣接しているのが民間会社のほうの鴻巣カントリークラブでございますが、そちらからの要望、要請は何かあるのでしょうか。

（環境課長）27年の1月に公職者の説明会をやった際に、鴻巣カントリークラブの支配人の方とお会いしました。それと、鴻巣カントリーエレベーターの管理者でありますJA鴻巣市さんの組合長さんともお会いしました。鴻巣カントリークラブさんからのご要望としましては、やはり雨が降ると水が出てしまって、コースがクローズになってしまうようなことも現状でもあるので、そういうようなことが処理場をつくったことによってふえないようにしていただきたいというご意見、それから処理場をつくったことによって芝生の影響に何か影響があるのではないかというような、そういうのを心配されるご意見がありました。それから、カントリーエレベーターのほうにつきましては、やはり水路のことだと思っておりますけれども、今後JAさんのほうから要望を出していきたいというふうに意見がございました。

以上です。

（羽鳥）次に、ダイオキシンのことについても質問があったと思うのですが、これにおいては先ほど言った3施設、3方式、どれをとっても、今の施設であれば、相当環境には悪影響を与えない施設であるとは思いますが、その説明はどのようにされたかをお聞きいたします。

（環境課長）その際は、処理方式については一切触れていなかったと思います。国の基準は今現在こうです、それからさっき私一番初め申し上げました平成27年の4月から稼働開始しましたさいたま市の桜環境センター、こちらの公害の自主基準値、自主規制の基準値ですね、公害の自主基準値を例にとりまして、最新の施設ではこのような自主基準値が設けられておりますということをご説明させていただきました。

以上です。

（羽鳥）その点においては、もう十分住民の方も今こういうごみ処理施

設が迷惑施設ではないということの理解はとられているというふうに理解をされましたか。

（環境課長）特には公害防止に関しましては、その説明をした後、特にご意見やそういったものはなかったのですが、公害に関しましては最新の施設ということでご理解いただいたというふうに考えております。

（羽鳥）では最後に、ちょっと答弁のほうになかったのですが、説明会の内容を見ますと、余熱利用施設に関することというのが結構あるのです。前質問者のほうにもあったのですが、こちらのほうの説明はどのようにお答えされたかをお聞きいたします。

（環境課長）先ほど過去の説明会の出された意見ということで、余熱利用に関することというのを申し上げたかと思うのですがけれども、懇談会のほうでも、特にテーマとして上げていなかったのですがけれども、委員さんのほうから余熱利用施設を、プールですとか温浴施設を整備してほしいというようなご要望が懇談会のときもございました。以上です。

（羽鳥）その点においては、どのような返答をその説明会ではお返しされたか、ちょっとお聞きしてよろしいですか。

（環境課長）その懇談会が終わりましたらば、委員の方にお戻りいただいて、また地元の意見を吸い上げていただいて、また意見を出していただきたいと、そういうことで地元の皆様のご要望を今後聞きながら進めていくということですので、その意見をまとめまして、組合のほうで検討されるというふうに考えております。

以上です。

（羽鳥）ちょっと私も議場のほうで会派のほうの報告させてもらったのですが、これも選択肢として入れてほしいのですが、やはり今売電が非常に注目されているのですよね。特に発電のほうの効率を上げて、国の交付金ぜひとも2分の1いただくのは当然のこれは目標でしょうから、その形の上で、非常にあそこ立地条件よくて、送電線もすぐそばにあるわけですよね。ということで、売電も十分可能だということも、正直言いまして地元の説明で本当は出してもらってもいいのではないかという

ふうを考えていますし、当然あそこが二十何カ所のうち一番いい場所であるというふう選ばれたのも、私は送電線がすぐそばにあるからというのが選択肢としてあったと思うのです。そういう形で、やはり鴻巣、行田、北本、3市の施設であるからには、公平に全ての市民に恩恵を与えるためには、売電をすることが一番いいと私は思うのです。そういうことも地元の方にやはり説明をして、昔のエゴで、迷惑施設つくるのだから、何か結局はプールつくれ、温泉つくれというようなことがあったわけですが、決して加須市を見ても、周辺の施設を見ても、いい結果が余り出ていませんよね。そういう時代の流れも十分住民の方に説明した上での選択をしていただくというふうには私は考えるべきだと思うのですが、その点いかがでしょうか。

(環境課長)今羽鳥委員さんからいただきましたご意見につきましては、非常に貴重なご意見だと考えております。今後もこういった、こういった施設を整備するか、余熱利用施設をどうするか、売電をどうするかというのは組合のほうで進められていくことになりますので、ただいまいただきましたご意見を組合のほうにきちんと伝えて、今後に活かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

(委員長)ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(菅野)論議がされましたとおり、大変な巨費を投ずる事業ですが、くれぐれも住民生活に大きな影響のある予算執行ではなく、住民の命を守る立場で、有効な財政投資がされ、身の丈に合った政策とされることを切に望みまして、賛成討論とします。

(委員長)ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第70号 鴻巣市ごみ処理施設等整備基金条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時34分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

環境課長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(環境課長) 午前中、羽鳥委員さんからごみ処理施設の高効率発電についてご質問がありまして、即答できなくて後ほどということでしたので、今ご説明させていただきたいと思います。

高効率発電につきましては、国の循環型社会形成推進交付金交付取扱要領で定められておりまして、ごみ焼却施設に高効率回収に必要な設備を整備する場合はエネルギー回収率を24.5%相当以上にしなさいということになっておりまして、ただし規模により異なりますということになっております。その規模につきましては、15.5%から25.5%まで処理施設に応じて高効率発電の効率が定められております。

以上でございます。

(委員長) それでは、議案第71号、先ほど説明終わりましたので、これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(菅野) こうのとりの里の補正がありましたね。

(委員長) 菅野委員、ページ数を。15ページでいいのですか。

(菅野) そうです。15ページのこうのとりの里づくり事業で、この25の8企画費の19負担金補助金の1,000万というのは、これは何の分から1,000万入れるのですか。減債基金の利子でしたっけ。何かの利子から1,000万入れるのですよね。

(委員長) 質問終わりですか。

(菅野) 合併振興基金から……

(菅野さん、手挙げて……の声あり)

(菅野) ああ、そうですか。

(ページ数が……の声あり)

(菅野) 15ページ。

(15ページは総合政策課なんで、この今までの予算が総合政策課になっていたものを繰りかえのためにこちらの……の声あり)

(菅野) 19ね。

(はい。そういうことでの声あり)

(菅野) 19の、ではこのプロジェクト事業、ここで聞くわけですね。

(はいの声あり)

(菅野) では、ここの積立金の中で、こうのとりの里づくり基金積立金に1,000万1,000円入れることになっていますがけれども、これは合併振興基金の利子から出すのでしたっけ。どこかの減債基金か何か、どこかの基金から1,000万出すのですよね、ここに。

(環境経済部副部長) 今ご質問にありましたとおり、合併振興基金のほうからの積み立て、繰り入れ分となります。以上でございます。

(菅野) そうすると、ことし合併振興基金の基金分が25億436万4,000円あって、こうのとりの里の基金が5,798万2,000円になるのです。これって1,000万ずつ入れていけば数年で1億になってしまうと思うのですけれども、これ幾らをめどに入れる気なのかのですか。

(環境経済部副部長) 現在のところ、積立額は幾らという金額の設定はございません。これも予算の範囲内というふうな形で積み立てており

ます。

以上でございます。

(菅野) 雑入で合併振興基金の利子というのは何ページかにありましたよね。35ページですか。合併振興基金利子、35ページの上から……

(何事か声あり)

(委員長) 補正ですよ。補正。

(菅野) 補正だけれども……

(いや、ページ言っても……の声あり)

(菅野) わからない。1億82万9,550円が合併振興基金の利子なのです。1億。そのうちの1,000万をここに入れたということですよね、毎年。では、毎年1億から利子があって、どんどん入れるということですか。何かこの1億からの利子が特別に来たようではすけれども、そんなことはないですよね。本来来るべきものの中をこっちに入れるというわけですから。実際に事業費としていつまで幾らためれば鴻巣の空をコウノトリが飛ぶようになるのか、その見込みをお聞きします。

(環境経済部副部長) 施設のほうの規模等につきましては今後勉強会などを開きまして決めていく中で、現在のところはその施設規模が決まっていない状況ですので、全体事業費として幾らかかるかというのはまだ明確には出ておりません。そのためにこの基金のほうも現在のところ上限幾らという設定がないような状況でございます。

以上でございます。

(菅野) この補正を見ますと、講師謝礼10万、職員旅費17万9,000円、消耗品費17万、印刷製本費は4万8,000円ですけれども、賄い材料費、こうのとりの伝説米に出していると。こうのとりの伝説米って、特別な米ではなくて何かという品質の米ですよ。品質普通のササニシキ…の名前をこうのとりにしているのですよね。もとのその品質の名前聞きたいのと、この事業でコウノトリをどうやって飛ばす気なのか、私には不思議でしょうがない。熱心な熱心な会長がいて、こういうこれを市民センターに置いてあるのですけれども、市民センターのところに誰でも持っていけるように置いてあって、この間うち総会を、選挙が終わった直後に総会

をしていましたけれども、私コウノトリに関しては、豊岡に行ったことはないですけれども、さんざん勉強したのです。議会で言うので。鴻巣でコウノトリなんか暮らせる環境なんかつくれるわけないと思うのです。繰り返し言いますけれども、国が荒川中流域というのは桶川、北本、鴻巣、川島、吉見、この5つでやりなさいと言っているのは正しいですよ。山もあり、川もあり、川島と吉見がまだ入るといふのならわかるけれども、鴻巣なんか山もなければ川もない、湿田もなければコウノトリがとまれるようなアカマツの大きな木があるではない、木はどんどん切る、市が木を守るなどしていない。農業だって80過ぎの人が農家の、これから農政があるからあれですけれども、お米なんかつくればつくるほど赤字で、去年なんか特にもうどんどん削られて、農業は豊岡などはアイガモ農法やっているわけです。北本が300万ぐらい予算計上したけれども、去年、前年度ですか、北本の議員は市長の提案を否決したのではないですか。農家に聞いたら高齢化して、とてもそんな稲作そのものを続けられないのに、ましてアイガモ農法なんかできっこないと言って、唯一予算に計上した北本がやめたのに、依然として鴻巣が、これ市長が夢を追っかけて、それを夢を金にしているのではないかと思えないのです。仮に飛んだとしても鴻巣の空なんか飛ぶわけない。とまる木がないのですから。吉見か川島に行くに決まっています。私にはこのことよりも難病患者の手当てを削ったり、保育所の10分おくれたら50円取るよって、信じられないような福祉の切り捨て、子育てを……

（委員長）菅野委員、もう一度、何度も言いますけれども、簡潔にこの議案だけにさせていただきますか。福祉関係ないので。

（菅野）関係ありますよ。

（委員長）ここでは関係ないので、この議案だけに質問してください。

（菅野）関係ありますよ。金をどこに使うかですよ。金に色はついていないのですよ。使うべきところに使うべきであるし、国の方針である荒川中流域とも合致しない政策であると思うのです。本当にコウノトリを飛ばす気なら、今やっている人たちの運動で本当にできるかと。市とし

てどう考えているのか、指導も含めて。どう理解しているのか、今やっている方たちの運動も含めて。

（環境経済部副部長）大変質問が多いので、抜けましたら注意していただきまして、まず学校給食の関係で、いわゆる今回のこのとり伝説米を学校給食に使うということで今回補正のほうさせていただいています。これは、従来の学校教育で使われています通常のお米があるのですが、それを今回のこのとり伝説米を使うということで、そこに通常使っている米飯の価格とこのとり伝説米との差額分ということで今回その補正をさせていただいたものでございます。とりあえずまだ27年度は今年度で、まだお米がとれないので、26年度のこととちょっとお話しさせていただきますと、学校給食でまず使われている金額のほうなのですが、通常米でキロ286円、この程度が学校給食費のほうで見込まれています。今回このとり伝説米を使った場合には、キロ460円が昨年の大体米価の金額だったのです。そうすると、キロ当たりで差額として174円程度の差額が出ます。そういうふうな形がありまして、今回27年度で出ささせていただこうということで補正のほう上げさせていただいているのですが、市内小中学校に提供する1日の使用量が約800キロぐらいというふうに見込まれております。その800キロに対しまして、今年度の価格はまだこれから価格が決まるので、正確な数字が出せないために、キロ200円ぐらいをちょっと見込ませていただいております。それを今回、今年度では2回を出させていただくというふうな形で考えておりまして、計算しますと32万円というふうな形で今回賄い費のほう、補正のほう上げさせていただいております。

それからあと、コウノトリの先ほどから放鳥の話が出ておるのですが、実際に飼育するに当たっては将来的には放鳥というふうな形になります。しかしながら、その放鳥するまでには相当な環境の整備とか、いろいろな面での整備が必要になってきます。まずは、とりあえずは飼育を当面目標として、飼育のほう今後目がけて取り組んでいくような、そのような状況でございます。

そういった中で、先ほど質問の中にNPOの育む会さんのお話が出てき

たかと思います。現在NPOの育む会のほうでは、確かにお話がありましたとおり滝馬室の御成橋のすぐ下のところにビオトープというのをおととしぐらいでしたか、つくりました。そこで子どもたちを呼んで自然環境のそのような勉強会もやったりとか、そういうふうなことをやっています。それ以外に、最近では主体となりまして、吹上のあそこはコスモスアリーナの裾のところだと思うのですが、あそこに無農薬、無化学肥料の有機栽培のお米のほうをつくっておられます。そういった中で、今年度はさらにもう1区画、2反ぐらいですか、さらに広げましてそのような取り組みをしております。そういった中で、鴻巣市の環境を生き物にも優しい環境づくりということで、いわゆるコウノトリを頂点として生き物が多くすむ、そのような環境づくりをするということでのシンボルとしてコウノトリの飼育というふうな形で事業のほうを進めさせていただいているような状況でございます。

以上でございます。

（菅野）とにかく不思議でしようがない。2反やそこらの田んぼでなんか旺盛な食欲を満たせるわけがないですよ。食事量1日当たり500グラム、ドジョウ七、八十匹は食べますよと書いてあるのですよね。それで、餌をとれる水深が30センチだから、本当に湿地でないとだめなのです。そんな、豊岡なんかまちを挙げてやっているのです。もともと鶴山があって、鶴のいたところですから、それでも50年かかっているのですよ。最後はゼロになって。当時のソ連からもらったわけです。6羽もらってそれを育ててきたけれども、今近親での繁殖で問題だと言われて、今でも悩みながらやっているわけですが、だから鴻巣がやるとしたら、どう考えても川島、吉見、近隣、桶川、北本も含めて近隣で取り組むのなら、例えば豊岡なんかそれでも巣塔というの建てているの知っていますよね。巣の塔を。木がないから。アカマツだってもうないのです、豊岡をしても。だから、巣塔というのをいっぱい建てて、あっちこっちにとまれるようにしているわけです。巣塔の下はもう静かに、子どもも静かに通るのだよと言って、もう学校から農家の協力から全て得てやっている。それでも湿地が足りなくて、ハチゴロウというのは、野生のコウ

ノトリは市が認知していない大きな湿地に来ていたのです。ハチゴロウって何年かたってなくなったわけですけども、そういうのも含めて大変大がかりな運動でなければコウノトリというのは飛ばないって。それでも50年かかった。山階鳥類研究所だの多摩動物公園やらのこれという科学者、鳥類学者みんながあそこに参入してようやくやっていることを、私はできる見込みがあるのなら、それは1億でも投下してもいいけれども、見込みがないのに桶川や北本は、吉見や川島町はどうなっているのですか、では。荒川中流域の状況はどうなっているのか。

（環境経済部副部長）近隣の自治体の関係でございますが、確かに北本市さんのほうですとそのようなお話がありましたが、この事業が始まったときに桶川市、川島町、吉見町、久喜市、加須市とコウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラムに参加していると、そのような状況があります。そういった中で鴻巣市も一緒に近隣市町との連携、それは以前から会議のほう持たせていただいたりして、鴻巣市内というわけではなく、近隣を含めた中での取り組み、そのようなことで年に1回程度会議のほう開かせていただいて、全体で取り組もうというふうなことでやらせていただいているような状況でございます。そういった中で荒川流域となりますと、熊谷市の国土交通省荒川河川事務所の熊谷支所ですか、そちらのほうの主、あと鴻巣市のほうと事務局でその辺のほうを近隣のほうでは進めさせていただいているような状況でございます。

（菅野）要するにどこもやっていないのです。そんな会合つくっているから会費払って、市長ではない人がちょこっと来て会議に来るかもしれませんが、実際に鴻巣だからコウノトリだと言って、来れる条件もないのにやると。それと、こうのとりの伝説米って、前いた市会議員の福田さんのところがやっているお米ではないのですか。あちら辺ですよ。吹上辺ですよ、やっているの。あれ特別なお米なのですか。随分高いけれども、これってコウノトリに関係あるのですか。これやるのがコウノトリが来る条件になるのですか。何でこれになるのでしょうか。お米を売るためですか。コウノトリを冠する意味がどこにあるのか。

（環境経済部副部長）まず、先ほどちょっと私のほうの答弁でわかりづ

らかったと思うのですが、まず1点目は、このとり伝説米というのは無農薬、無化学肥料の米ではなくて減農薬の特別栽培米ということで県の認証も受けているのですが、それは特別に通常の彩のかがやきの減農薬なのですが、さらに通常の精米、お米にするときに粒の大きさをグレーダーといいまして、目ですよ、ふるい、その目を通常のお米よりも0.1ミリ大きく、1.9ミリだったかと思いますが、それでさらに大きさを粒をそろえた、そのような形で特別認証米ということでやっているのがこのとり伝説米でございます。

もう一点、今回育む会が取り組んでいる水田でとれるお米のほうは、これはこのとり伝説米とは別物で、無農薬、無化学肥料の有機栽培のお米でございます。それらにつきましては、オーナー制とかそのような形でやっていたりして、それで収穫できたものはそれらのところに流通というか、なっているようでございます。今回補正のほうに上げさせていただいているのは、あくまでもこのとり伝説米を学校給食に活用させていただきまして、いわゆる環境に優しい、田舎でとれたお米を知っていただく、そういうことも含めて環境教育を今後さらに進めていきたいというふうな形で今回初めてこのとり伝説米を学校給食に使う、そのような形で考えておるところでございます。

(菅野) このとり伝説米に取り組んでいる農家は何軒ですか。全体の面積は、伝説米に取り組んでいる面積ってどれぐらい、ほんのわずかではないですか。何か特定の人のために……

(何事か声あり)

(菅野) 以上です。

(環境経済部副部長) このとり伝説米というと、彩のかがやきのお米になります。それも含めて現在私のほうで把握している農家件数としましては5軒ございます。そういった中で、特別栽培米ということで彩のかがやき、それは特別につくりますとこのとり伝説米になるのですが、それ以外にも特別栽培米としてはキヌヒカリとかコシヒカリ、そういうものも含めて農家さんのほうではつくられています。そういった中の特別に彩のかがやきのふるいの大きい目をつくったものが伝説米というよ

うな形で流通しているような状況でございます。

以上です。

（菅野） とにかく5軒ぐらいがつくったからといって、こうのとりを冠してここで32万も金を出すことは、コウノトリが空を飛ぶことになるのと私は関係ないと思います。その農家がもうかるだけで、農家の批判を聞いたことがあります。彩のかがやきなのに、何で議員が関係して、まして兄弟が農協のどこかとかかわっているような人がこうのとりに伝説米で、大して変わらないのに高い値段もらうのかなんてかねがね聞いていたところですけども、このお米をつくることでコウノトリが飛ぶことにはとてもならないと思います。豊岡のように、アイガモ農法をやっているのですから。無農薬ではないのです。無農薬なんかではとてもやれる条件ではないので、農家も含めてそういう条件が整ってコウノトリというのは飼育ができるということなのです。まして荒川河川敷におりをつくって、そこに尾羽を切って入れると言っていますよね。尾羽切らないと飛んでいってしまいますから。尾羽を切って入れるのだと。それで、繁殖力の強いコウノトリを多摩動物公園からもらってきて。簡単に繁殖しません。豊岡だって、卵を産んだけれども、なかなかおいそれとふ化しなかったと、大変な苦勞をしているのです。松島興治郎さんという方がそこにうちを建ててずっと40年間見続けて、市は獣医さんもちろんと職員で雇っているのです。鴻巣の市政が本当に飛ばす気なら、命かけるような人をそこに置いて、獣医さんも市のお金でちゃんと雇ってコウノトリのためにできるのかと。どう考えても誰かの夢を政策的にかなえるためにお金を、これで1億になってしまいます、1,000万ずつ積み上げていたら。福祉を削ってやる事業かなと思うのです。山もない、とまれる川もないところで。第一花火があるではないですか。…も言っているではないですか。あの花火、四尺玉、ダーンと破裂するとき人間だって飛び上がって、四尺玉は要らない、三尺玉でもいいと私は思います。戸がビリビリビリと鳴るのです、場所によっては。ボクシングのジムの戸が、あんなに離れているのに、生出塚と、土手でビビビビビビってすごい音なのです。とてもとても鳥が河原にいれる状況ではないです。だ

から、私はこういうできない事業をどこかの誰かのためにやるような…市長はコウノトリが大好きなのかもしれないけれども、これにお金を使うよりも、本当に今生きている人間、他の自治体が取り組むというなら一緒に取り組むのは認めます。桶川も北本も鴻巣も吉見も川島も、それから周りで応援してくれている久喜にしろ何にしろ、フォーラムに入っているところがこぞって自分のところでも、せめてアカマツの苗を植えよう、巣塔を建てよう、農家にはなるべくなら減農薬でやってもらおうという、そういう合意ができるのなら認めますけれども、ほかの合意ができていないのに、5,000万、毎年1,000万ずつ積み立てて、あつという間に1億ものお金を積み立てる。それでなくても、もうとにかく基金が大好きな市長で、ことしの基金が86億にもなるではないですか。有価証券が21億で現金が65億で、86億もなると決算のところに書いてあるわけですから、使うべきところがあると思いますので、この点をどう思うのか。全自治体がいいと言う日が来るのか。あと、花火をどう考えているのか。

（委員長）花火。

（菅野）花火がガンと行ってどうするの。死んでしまう。かわいそうです。

（環境経済部副部長）それでは、まず今の花火の関係でお話しさせていただきますと、確かに荒川河川敷を会場として花火大会は毎年開催されております。そういった中で、今後コウノトリを飼育するに当たって花火の影響、それは過去には平成25年度、それから26年度にその音の大きさ、そういうものをちょっと調べた経緯もございます。そういった中で、コウノトリにどういう影響があるかというのは、現実としてどなたもまだ判断が下せないような状況でございます。そういった中で、今後飼育に向かってはそれについてどういう対応をしたらいいかと、その辺が今後検討するような課題となっております。

それと、先ほどからちょっとお話がある中で、まずコウノトリは飼育と放鳥に分かれます。今ご質問のほうは放鳥、放鳥という形でお話しいただいているのですが、まずは飼育ができないと放鳥にはたどり着けませ

ん。まずは、飼育に向けて現在環境整備等を今後検討していく中で、飼育をまず目指しています。その先に将来的には放鳥というような形になります。そういった中で、まずは飼育がどういうふうにしたらできるのか、その辺を今考えているようなところでございます。

なぜコウノトリかというお話に基本的にはまた戻ってしまうのですが、コウノトリが実際に、例えば今、私の正面は空なのですが、こういうところにコウノトリが飛んでいたらすごいなって、まずそれが個人的な意見でございますが、そのようなコウノトリが生息できる環境づくり、それがまず一番の目的でございます。ですから、コウノトリを先に飼育するというだけではなくて、人にも生物にも優しい環境づくりのシンボルとしてコウノトリの飼育、放鳥というようなことになります。

そういった中で、飼育に向かってコウノトリがすめるような環境づくりもやっていこうという中で、今回のこのとり伝説米を使うというのは、子どもたちにそういう環境の大事さ、そういうものも少しずつ覚えてもらおうと、そういうような環境教育の一環でもあるところでございます。そういった中で、今後飼育がいつできるかというのはまだなかなか先が見えない状況でございますが、あわせて環境整備もしていこうというような形でこの事業のほうをスタートさせていただいているような状況でございます。

以上でございます。

（菅野）答弁していない。他市町村がやれば認めるけれども、なぜでは他市町村がやらないのかということを知っています、近隣の。答弁がない。

（環境経済部副部長）申しわけありません。答弁が漏れました。まずは、いろんなコウノトリにちなんだものが市内には各所にあります。そういった中で、いわゆるシンボルとして鴻巣市は率先してコウノトリを飼育したいというような形で、周りに先駆けて率先して事業を進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

（大塚）それでは、まずページを申し上げますが、16ページでしょうか、

先ほど議案でも同じような内容で議論がありました個人番号カードの件であります。ここに書いてある中身の中で委託料が発生をしております。いわゆる人材派遣ということで、本会議場の中では、今現在委託先は決まっていないという答弁が多分あったと思いますが、何日かたっておりますけれども、今の段階でも委託先は決まっていないという理解でよろしいでしょうか。

（市民課長）今も会社のほうを何社か当たりまして資料を収集している段階でございます。

（大塚）相手先が決まっていなくても、恐らく委託期間は目鼻が立っていないと話が進まないと思うのですが、期間については決まっていますか。

（市民課長）期間は、10月から事業は開始になるのですけれども、準備でき次第ということで開始をさせていただき、3月31日をもって一旦人材派遣のほうは終了したいと思っております。

以上です。

（大塚）さらに、この委託先の件で本会議場でいわゆるいろんな問題、あるいはわからないことを抱えた方が窓口に来る可能性がある、いわゆる相談ですね、それに対応できるようなところを委託先として選んでいくのかという質疑があつて、十分配慮しますというふうに答弁があったと思いますが、それに関連してちょっと1点伺いたいのですが、よく本会議場でも出ておりますが、例えば年金問題もそうですし、住基ネットでも、実はことしの春に停止期間というのが長期間あつて、それが全国の230ぐらいの自治体に影響したようなこともニュースで見た記憶があるのです。いわゆる何を言わんかということ、やろうとしていることは、今回の個人番号カードもそうなのですが、当然つくったのは人間ですけれども、それを管理するのも人間です。今回議案の審議の中で、マイナンバーカードについては皆さんに広めて利用していただく方向で進めるということでしたが、おそらく相談の中身、趣旨もさまざまなものが担当のところに来るのだと思われまます。そのときに一番困るのは、相談に対して即答できないというのが一番困るわけで、そうすると何が必要か

って思ったときには、その人材派遣の方、1人ではないと思います。5人か10人かはいらっしゃるのだと思いますけれども、その方がどの程度の知識を持って、あるいは研修を受けてカード発行に対する対応をしていくのかというのが一番重要かなと思いますが、委託先がまだ決まっていないということがありますから、そこら辺委託先を決定するに当たって、選定するに当たって、どの程度マイナンバーカードについて、あるいは制度についてノウハウを持っているかというのは何か基準があるのでしょうか。

（市民課長）基準という確かなものはないのですけれども、既にマイナンバー制度が導入されるということが決まった時点で、人材派遣会社は全てマイナンバーの委託が来るだろうということで勉強会、研修会を人材派遣職員にしているそうです。そういった情報が入りましたので、派遣を使ったほうが最初に基本的なノウハウを持っているのではないかとということで委託を決めたということでございます。

（大塚）十分配慮してということで理解をいたしますが、いずれにしても10月5日から送付が始まるということですので、かなり早い時期には対応できるようにしなくてはいけないのかなと思いますので、その点はこれから注意をしていただきたい。

さらに、先ほどの議案との関係もあるのですが、ここでちょっと改めて伺いますけれども、住所先に案内を送りますね。例えば送られたほうが受け取り拒否、あるいはもうその場所にいないということもあり得るのかなと思いますが、そういった場合、受け取り拒否をするということは当人もしくはその人に近い人がいるわけですが、うちは要らないというふうにあちらで判断をされた場合、対応というのは何かマニュアルとか決まりがあるのでしょうか。

（市民課長）まず、マイナンバーの拒否ということで申し上げますと、拒否は、現実的には受け取らないということは可能かと思います。通知カードを私は受け取りませんという方も中にはいらっしゃるのかなという想定はあるのですが、結局1月以降その番号を使う事務が開始となりますので、いろいろな行政手続をするときに求められたときに自分の番

号がわからない。そうなると、結局は再交付というご負担を与えてしまうことになりまして、市のほうといたしましては受け取っていただきたいというか、受け取ってくださいという広報を重ねて案内していくつもりでおります。

また、いらっしゃらないということに関しましては、当然昼間、日中はお仕事をされている等で書留を受け取れない環境の方もいらっしゃると思いますが、その点については、ご存じのとおり書留は不在票が入り、1週間郵便局にとどまります。その間に、8時までやっておりますので、とりに行ける方は行っていただくのですが、その後市に戻ってまいります。市のほうでは3カ月間保管いたします。その3カ月の間に受け取ってほしいというお手紙を普通郵便で出す予定でおります。ですので、ここでも受け取っていただけないという方については、再交付等で必要なときに対応していただくようになるのかなと思います。

以上です。

(大塚) 細かい話になるのですが、10月5日以降送付をする、書留で送る場合、微妙なタイミングでそこに現住所がない方、いわゆる転居される方もいると思うのですけれども、そのすき間というのは最終的に埋まるのでしょうか。

(市民課長) 住所を変更されてタイミングが悪く届かなかったということも当然あります。ですので、返戻分に関しましては、転居先、転出先、移動先というものを照合いたしまして、それが原因で届かないという場合は送り直しをいたします。ですので、住民票をそこに置いたまま受け取らないという方については、最終的には廃棄処分とさせていただく予定です。

以上です。

(大塚) スムーズにいくように願っておりますので。

続いて、ページが20ページになりますか、先ほど議案にも出ておりましたごみ処理施設の積立金であります。先ほど議案の説明の中で5億円の根拠についてということで質疑がありました。これは、今現在わかっている3市の人口割、44という数字でした。これも当然含めてだという

ことでしたが、たまたまタイミング的には、いかどうかわかりませんが、今後決算認定をするわけですけれども、当然出したくても、積みたくても、出せる条件、積める条件というのがあると思うのです。その中の一つがもしかしたら決算によっていわゆる不用額、繰越金となる金額がある程度出てくるので、それももしかしたら今回の中の一つの項目になっているかなという、ある意味で。もしそれがあるとなれば、今後数年間は積み立てをしていくわけですから、できたら毎年5億円、本来は金額を確定するとか、何かしつかりとした後ろ盾、算出根拠があって積んでいくのが一般的だと思うのですけれども、今回の5億円以降、見込みについてはわからないと思います。ただ、算出、金額を出していく根拠については今後定める必要があるかなと思いますが、その考えについて担当課長さん、もしくは部長さん、どちらでも結構なので、何か考えがあればお伺いをいたします。

（環境課長）午前中も答弁させていただきましたが、今後組合のほうから整備する施設、それから財政計画などについても構成市のほうに報告があると思います。それがありましたらば財政当局と協議をいたしまして、そのような今のご質問の内容につきまして協議していきたいと考えております。

以上です。

（大塚）最後であります。観光戦略課の、金額でいうと8,000円、これは事故に対する示談ということで、入りの部分と出の部分があるので、8,000円はあくまでも示談により解決する金額ということで、8,000円弱ということです。これは、あくまでも保険会社からいただいて相先方に支払うという金額になると思いますが、事故ですので、恐らく当方、こちら側も多少なりとも痛みを感じているはずですが、こちら側の、車であれば修理費等、そこら辺もし金額がわかればお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

（観光戦略課長）お答えいたします。

こちら側の損害につきましては、6万9,811円という数字になっております。

以上でございます。

（大塚）毎回専決処分ということで、当然これは市長の権限ですから、なかなかこちら側はどれだけ傷んだかとか、どれだけ支払いが発生したというのはわからないのですが、今伺うとそれなりの金額が出ているのだなど。当然運転されている方は事故を起こそうと思ってやっているわけではありませんので、あくまでもやむない場合だとは理解しますが、これについては今後同じことがないようにしていただきたいというのが1つ。

それから、それこそ保険に加入していたからこれで済んだということになるのです。7万円弱については、保険の対象の範囲で処理をしたという理解でよろしいか。最後に1点だけ伺います。

（観光戦略課長）当該車両につきましては、市の公用車というか、一応リース車両になりますので、リース会社と、それから自動車の修理会社のほうで処理をしたという形になります。

（金子）それでは、何点か質問いたします。

6ページの農家台帳の土地システムの更新事業でございますけれども、27年から33年までということで、これは今あるシステムをここに書いてあるように更新されるということによろしいわけでしょうか。

（農業委員会事務局長）今現在システムを利用しておりますが、こちらのシステムが実は今月の末の終了となっております。システムに係る経費削減のためにハードウェアのメーカー保守の延長を考えておりました。予算計上時には、ハードウェアのメーカー保守契約延長期間の確認がとれませんでした。今年度に入りましてハードウェアのメーカー保守契約の延長が1年できるということの確認がとれましたので、今年度中にプロポーザル方式による業者選定をするためにこちらの債務負担行為を取りました。

以上でございます。

（金子）更新事業ということですがけれども、何か台帳とか地図システムの中で新たに導入する項目とか内容とか、何か便利になるようなものというのはあるのでしょうか。

(農業委員会事務局長) 平成26年度に農地法改正によりまして項目が法律で変わりました、去年度それは変更させていただきまして、改修をさせていただきました。今年度につきましては、同じような内容でシステムを運用していきたいと思っておりますので、同じという形になります、内容は。

以上でございます。

(金子) そうしますと、これについてはこの台帳とか地図システムについては行政のみの利用なのでしょうか。それとも例えばほかの外郭団体とか、いろんな関連団体とかに提供するということはあるのでしょうか。

(農業委員会事務局長) 平成26年度に農地法改正があったときに、公表するということが義務づけられまして、27年の4月から公表をしております。ですから、見たいという方がいらっしゃれば見れるというような今現在の状況でございますが。

以上でございます。

(金子) 次に、16ページの、先ほども委員のほうからお話がありましたけれども、13番の電算処理業務委託料の中の諸委託料の人材派遣委託料ですけれども、これまだお決めになっていらっしゃらないということなのですけれども、ちょっと話を聞いている中で、約1カ月、もう切ったのかな、というような状況なので、そうしますと間に合うのかということ非常に心配になってくるのですけれども。というのは、委託会社の中でもそれを前提に研修とか対応方法とかいろんなことを勉強されているとは思いますが、それが実際現場ということで鴻巣市のほうに派遣されたときに、やはりその頭の中の理屈と現場でやはり非常に違いがあるかなと思うのですけれども、そういうのを含めまして現場としては、余裕があると言ってはなんですけれども、まだ1カ月あるよというのか、それとももう1カ月しかないよというのか、ちょっとそういうふうな基本的なことなのですけれども、心構えというか、状況をちょっとお聞かせいただければと思うのですけれども。

(市民課長) 派遣会社のほうはまだ決定はしていないのですけれども、職員のほうでは既にQアンドAという形で、こんな質問が来るだろう、

こんなことを疑問に思っているだろうということを上げまして、QアンドAという形で職員とも共有しております。そういった資料を提供するつもりでありますし、事前勉強ということで委託会社にもそれをお願いするつもりであります。

あとは、派遣職員で対応し切れない部分というのは、やはりどうしても、職員が監督のもとやることですので、職員のほうで対応しなければならない部分も出てくると思います。

また、期間的に短いということではありますが、実際通知カードの発送自体は10月5日から順次とされておりますが、どこから開始になるのかというのがまだわかってない状態で、大体郵便局の職員が郵送に回るのが中旬ぐらいではないかと言われております。実際届くのは10月後半になってしまうのかなと想定しておりますので、問い合わせ等については今の職員でひとまず対応いたしまして、派遣職員には勉強をしていただきながらなるべく早いうちに契約を進めたいと思って今準備を進めております。

以上です。

(金子) それでは次に、19ページの、先ほどもございましたけれども、コウノトリの里づくり事業の中で賄い材料費ということで、このとり伝説米、これをということですが、これ非常に一般のほうのお米とこの伝説米とは値段的に、付加価値がついていてお高くなっているというふうな現状です。そうすると、給食でやったときにこれだけの付加価値のものがわかるのかな、子どもさんにと、ちょっと疑問にも思うのですけれども、それとこれを本当にうまく活用してもらいたいと。では、農薬使うとまずい米なのかというふうな疑いというか、誤解が生じる面もあるのです。ですから、こういう点をちょっと考慮してもらってうまく教育にも結びつけてもらいたいと。

それと、これだけの、費用的に1キロ当たり170幾らですか、差額が出ますので、すると1キロで170ということで、10キロ、1,000キロ、1トンとかなるとすごいお金になるということでございますので、今後こういうものを継続して実施される予定があるのかどうかお聞きいたしま

す。

(環境経済部副部長) まず、今年度の取り組みなのですが、今回学校給食のほうへ、小中学校に提供させていただきます。まず、実施につきましては11月の下旬ごろを1回目は予定しております。また、2回目は年が明けた1月から2月の下旬ごろというような形で計画しているところでございます。

ご質問にありました、まず付加価値でございます。確かにお米の状態が出されてきたときには、これは伝説米なのか普通のお米なのか、それはよく見れば確かに粒が大きくそろっているのが伝説米なのですが、御飯として出てきた場合には多分ほとんどわからないと思います。しかしながら、それらを提供させていただく日には、先生方を通じてそういう鴻巣市で減農薬でつくられたこうのとりの伝説米だというようなことを一緒にあわせてお話しさせていただいて、鴻巣市もこういうブランド米があるんだと、そういうことも含めて付加価値は上げていきたいと。それにあわせてそういうコウノトリの里づくりの事業の一環だと、そのようなこともちょっとPRしたいなというふうな形で考えております。そういうことで活用することによりまして、いわゆる現在厳しい農家経営に、少しでも今後の農業経営に役立てばというような形で、先ほどのご質問で伝説米をつくっている方が5名とお話ししました。しかしながら、作業部会だったのでしょうか、そういうこうのとりの伝説米をつくるグループがありまして、それはもっと人数がいたようなので、今後消費拡大を含めて、今伝説米をつくられていない農家の方にも同じような作業工程をしていただいて、伝説米の増産につなげていただければというふうに考えております。

今回は、とりあえず27年度につきましては2回というような形で考えておりますが、来年度以降も回数をできるだけふやしていけるような努力はしていきたいというふうに担当のほうでは考えております。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) では、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) まず第一に、ここにもマイナンバー制度の導入がされている点、それから先ほど論議しましたが、コウノトリの里づくり事業は毎年1,000万を利子から入れて、今で残高が5,700万を超えているわけですので、そのうち1億にもなりそうな事業です。コウノトリを鴻巣の空へとばすというのは鴻巣だけでできる事業ではありません。今日の鴻巣の農業で一番つくっているのは稲作です。稲作農業は、田んぼがどこに行っても減農薬で、安全な湿地に値するような、そんな農政でなければとても豊岡に照らしてもできないことです。市長にかかわるたった5軒の農家のために、彩のかがやきと同じお米の粒をそろえたというだけで単価が1キロ174円上がるというのもいかなものかと思います。彩のかがやき自身が大変おいしいお米であるということで、大変夏の暑いときの日照りなども議会の応援があったわけですので、これも見直しが必要であると思います。

それから、近隣の自治体がともに組める状況になって予算措置をすべきです。鴻巣だからコウノトリにこだわるのは、お祭りでコウノトリが踊るとか何かに名前を冠する、その予算が余りかからないものにしてPRすべきであると思います。そのうち1億にもなるであろう基金を現金化して、今本当に子育てに励む父母や、安い年金の中で暮らしていけないという、こうした市民福祉にこそ回すべきであると私は思います。これが市民の切実な声でもありますので、反対をします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(大塚) 今回出された補正の中で個々に2点ほど申し上げますが、1点はコウノトリの里づくり事業であります。私は、この事業がスタートしたとき、今もそうありますが、これは環境保全のための一つの手段だと私は理解しております。環境については、当然年々生活スタイルが変化することによって暮らしやすい状態にはなってきました。しかしながら、それがもとで温暖化、オゾン層の破壊等環境が破壊されていく、こ

れは進行しています。それをどこかで食いとめるための一つの手法として、私はコウノトリが環境に敏感な鳥ということを含め、この鳥が悠々とすめるような環境の施策を講じるための事業として取り上げたというふうに理解を持っておりますので、今回の補正についても当然賛成をいたします。

それから、もう一点であります。マイナンバー制度の件であります。これは先ほどもちょっと質疑の中で触れましたけれども、つくってやろうとしていることは、いわゆる日本という大きな国の政府の電子化に起因すると思います。これは、昔私たちもそうでしたが、文字は手書きの時代から今はワープロ、パソコンの時代です。当然効率性を高めるために、求めるものが年々上を目指していくのだと思います。そういった意味では、マイナンバー制度、番号制度については当然鴻巣も対応すべきであると思います。しかし、使い方を間違えないようにというのが大前提であることは改めて申し上げますが、マイナンバー制度についても十分配慮して対応すべきという意見を付して賛成といたします。

以上です。

（委員長）ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第71号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 平成26年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 3 6 分)

(開議 午後 2 時 5 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(説明省略)

(委員長) 本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

あしたは午前 9 時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後 3 時 5 8 分)